

かすみがうら市議会議案審査特別委員会会議録

平成31年3月11日 午前9時58分 開 議

出 席 委 員

| | |
|-------|---------|
| 委 員 長 | 古 橋 智 樹 |
| 副委員長 | 岡 崎 勉 |
| 委 員 | 矢 口 龍 人 |
| 委 員 | 中 根 光 男 |
| 委 員 | 佐 藤 文 雄 |
| 委 員 | 田 谷 文 子 |
| 委 員 | 川 村 成 二 |
| 委 員 | 来 栖 丈 治 |
| 委 員 | 設 楽 健 夫 |
| 委 員 | 櫻 井 繁 行 |
| 委 員 | 宮 嶋 謙 |
| 委 員 | 久 松 公 生 |
| 委 員 | 小 倉 博 |
| 委 員 | 櫻 井 健 一 |

欠 席 委 員

委 員 鈴 木 良 道

出 席 説 明 者

| | |
|----------------|---------|
| 副 市 長 | 横 瀬 典 生 |
| 教 育 長 | 大 山 隆 雄 |
| 理 事 | 西 山 正 |
| 市 民 部 長 | 田 崎 清 |
| 保 健 福 祉 部 長 | 寺 田 茂 孝 |
| 教 育 部 長 | 辻 和 德 |
| 市民部参事（兼）国保年金課長 | 君 山 悟 |
| 市民協働課長 | 中 泉 栄 一 |
| 生活環境課長 | 廣 原 正 則 |
| 市 民 課 長 | 齋 藤 正 通 |
| 健康づくり増進課長 | 木 村 俊 夫 |
| 学校教育課長 | 加 藤 洋 一 |
| 生涯学習課長 | 仲 澤 勤 |
| スポーツ振興課長 | 金 子 俊 文 |

教育指導室長 岡野浩則
副参事（兼）歴史博物館長 齋藤裕之

出席書記名

情報広報課 野村泰之
総務課 内藤葵
議会事務局 齋藤邦彦
議会事務局 檜山宏美

議 事 日 程

平成31年3月11日（月曜日）午前 9時58分 開 議

1. 議案の審査

- (1) 議案第 8号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第14号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例を廃止する条例の制定について
- (3) 議案第16号 平成30年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）
- (4) 議案第17号 平成30年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- (5) 議案第18号 平成30年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- (6) 議案第22号 平成31年度かすみがうら市一般会計予算
- (7) 議案第23号 平成31年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- (8) 議案第24号 平成31年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- (9) 議案第28号 かすみがうら市交流センターの指定管理者の指定について

開 議 午前 9時58分

○古橋智樹委員長

おはようございます。

ただいまの出席委員は14名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから8日に引き続き、平成31年第1回定例会議案審査特別委員会を開きます。

本日の日程は、既に配布してあります審査予定表のとおりであります。

初めに、議案第16号 平成30年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）のうち教育委員会所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

初めに、生涯学習課所管の予算につきまして、特に説明補足等はありませんか。

教育部長 辻和徳君。

○教育部長（辻 和徳君）

改めまして、おはようございます。

平成30年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）のうち教育委員会所管部分につきまして、ご説明をさせていただきます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長よりご説明申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○古橋智樹委員長

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

それでは、生涯学習課の所管の部分についてご説明させていただきます。

議案書39ページとなります。

一番下の欄になります。10款、4項、2目公民館費中、08千代田公民館管理事業についての補正でございます。14節使用料及び賃借料を減額するものでございます。

平成10年度に契約いたしました千代田公民館の敷地につきまして20年を経過し、契約更新に伴い

まして、現在の土地の評価額に応じた金額を契約合意したことによる減額の補正でございます。土地の面積が2筆で1万1928平方メートル、従前が278万7237円だったものを、契約後171万272円で、差額が107万6965円の減額となったものでございます。

以上でございます。

○古橋智樹委員長

以上で、生涯学習課の説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

矢口委員。

○矢口龍人委員

随分努力なっさたようで、極端に100万円も変わるというのはすごくびっくりしたけれども、今までの経緯をちょっと説明いただけますか。

○古橋智樹委員長

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

契約料は、何年かに一遍ずつは見直しをするような条項があったわけですが、その都度、協議の結果、同額という形で契約は繰り返されてきたため、同額です。同じ金額で20年間、平成10年に結ばれたものがそのまま来ていたものが、今回20年を経過するに当たりまして、土地の評価額も確認して、それに対して3%の額で契約を更新した内容でございます。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

当初からの経過を教えてください。今は10年から20年にかけては同額で推移していたと。もっと前のことを聞いている、最初からの話をしてください。

○古橋智樹委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前10時02分

再 開 午前10時03分

○古橋智樹委員長

会議を再開いたします。

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

それでは、その契約当初の資料がここにございませんで、取りまとめいたしまして、報告させていただきます。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

それと、今契約で100何万円下げたということですけど、今後はどういう考えでいけるのか。いずれにしても3年契約なのか、3年ごとに見直しということのをこれからも進めていくのか。それと、この公民館の用地をどのように考えているのか、担当としてお願いします。

○古橋智樹委員長

行財政改革・公共施設マネジメント推進室のポリシーに基づいてやっているのかという件は、生涯学習課固有の形でやるのかということも含めて。

あと、先ほどの資料の対応は今日中なのか、明日なのかという予定を加えて答弁してください。

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

それでは、事業に関する資料の取りまとめにつきましては、本日中に取りまとめて回答したいと思います。

また、施設の今後の計画につきまして、今回の契約に関しましては、平成30年4月1日から平成33年3月31日で3カ年の契約という状態なのですが、公民館の取り扱いといたしましては、全庁的な市のマネジメント計画の中に基づいて整備して利用していきたいと考えております。

以上でございます。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

（発言する者なし）

○古橋智樹委員長

ないようにございますので、生涯学習課に対する質疑を終結いたします。

次に、スポーツ振興課所管の予算につきまして説明をいただきたいと存じます。

スポーツ振興課長 金子俊文君。

○スポーツ振興課長（金子俊文君）

それでは、スポーツ振興課について、ご説明させていただきます。

議案書40ページです。

10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費でございます。説明欄の04市民ふれあいスポーツ推進事業250万円の減額補正でございます。

内容といたしましては、平成29年度より霞ヶ浦地区の廃校となりました6校につきまして、スポーツ団体に夜間開放を行ってございます。それらの光熱水費を市民ふれあい推進事業の中に予算計上しているものでございますが、利用団体の減少によりまして、夜間照明等の電気代、光熱水費の減額補正をお願いするものでございます。

続いて、2目体育施設管理費、04多目的運動広場運営事業150万円の減額、同じく05戸沢運動公園管理運営費の228万9000円の減額でございます。04、05とも施設の緑地管理業務委託の契約差金でございます。

続いて、06第1常陸野公園管理運営事業246万9000円の減額でございます。こちら13節管理棟解体工事設計委託で246万9000円を予算計上していたところでございますが、古い建物であります補助事業で建設してございまして、県また国との協議が必要であり、それらの書類整理、また協議に時間を要しまして、年度内の委託発注が困難となりましたので、今回全額を減額補正させていただくものでございます。

以上でございます。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

管理棟の解体については補助事業だった。国とか県の補助を受けてやっていたと、これは当初からわかっていたじゃないですか。だから、そういう事業であれば簡単に市独自で解体することができないということでしょう。どういうことですか。

○古橋智樹委員長

スポーツ振興課長 金子俊文君。

○スポーツ振興課長（金子俊文君）

当初より補助事業で建設したということで承知してございましたが、年度当初より書類の整理を始めたところでございますが、一部ない書類がございまして、県と協議を何回か繰り返してきたところでございます。別の書類で確認できるところは確認するというので、今後、新年度に入りまして早急に国ともつないでいただきまして、協議を進めてまいりたいと考えてございます。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

とやかく言いませんけれども、どういう協議が必要ですか。今、今後ともと言っていましたので、解体に当たって、どのような協議が必要でしょうか。

○古橋智樹委員長

スポーツ振興課長 金子俊文君。

○スポーツ振興課長（金子俊文君）

鉄筋コンクリートで40年前に建設されておりまして、耐用年数が50年ございます。解体年としましては40年経過の耐用年数前の解体になりますので、補助の関係と補助金の関係の協議が必要になると考えてございます。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

鉄筋コンクリートなら耐用年数は50年だという意味では、40年の経過で解体するとなると、いわゆるこれまで補助事業の中身をきちっとチェックしないと難しいとおっしゃったと思いますけど、国と県の協議で行うのは50年の耐用で基本的に補助事業を受けたと、ところが40年ということで解体してよろしいでしょうかという中身で協議するのですか。

○古橋智樹委員長

スポーツ振興課長 金子俊文君。

○スポーツ振興課長（金子俊文君）

今おっしゃられたように、50年の耐用年数でございますが、40年で解体するというようなことで協議をしていきたいと考えてございます。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

何か縛りがありますか。何か縛りがあるって、どうしても解決せざるを得ない。つまり、この解体事業そのものが、国と県からの補助を受けて解体するという計画だったのですか。それとも、全く市独

自分で解体するというのでしょうか。その点の整理をちょっと聞きたかったです。ですから、50年ということで補助事業として受け取ったのに、40年で独自で市で解体することは難しいということが、いろんな書類を通じてわかったということで、ストップをかけて国と県の協議が必要になったと。50年前の建物を40年でも解体するには、どういう書類が必要なのかということは今協議しているということではないですか。ちょっとその点を整理して話してくれますか。

○古橋智樹委員長

スポーツ振興課長 金子俊文君。

○スポーツ振興課長（金子俊文君）

申しわけございません。

50年耐用年数の建物を40年で壊すということで、佐藤委員のおっしゃられたようにどういう書類が必要かということも含めまして協議を進めているところでありまして、解体費用につきましては、補助ではなくて、市の予算で行う予定でございます。

○古橋智樹委員長

委員は、補助事業の名前というものを出して、説明してもらいたいということですが、国の補助事業の名前は。

○古橋智樹委員長

スポーツ振興課長 金子俊文君。

○スポーツ振興課長（金子俊文君）

補助事業の名称でございますが、自然休養村事業という名称で、当時、千代田村の経済課所管で建設されたものでございます。

○古橋智樹委員長

うちの市役所の部門よりも、農林だとか。また、国の発行の年度の説明が必要だと思います。佐藤委員。

○佐藤文雄委員

お任せしますけど、これはいわゆるファシリティマネジメントとも関係するのかなと思います。これは行財政改革・公共施設マネジメント推進室と協議をした上で、計画というか、予算に上がったのですか。

○古橋智樹委員長

スポーツ振興課長 金子俊文君。

○スポーツ振興課長（金子俊文君）

もちろん行財政改革・公共施設マネジメント推進室とも協議して、数年前に解体という結果が出たものでございます。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

それでは、スポーツ振興課に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第22号 平成31年度かすみがうら市一般会計予算のうち教育委員会所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

初めに、学校教育課所管の予算につきまして、次年度の課題、目標等を踏まえましてご説明をいた

だきたいと存じます。

教育部長 辻和徳君。

○教育長（辻 和徳君）

引き続きまして、議案審査お疲れさまでございます。

議案第 22 号 平成 31 年度かすみがうら市一般会計予算のうち教育委員会に所管することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

まず初めに、私のほうから平成 31 年度予算の概略を申し上げさせていただきます。

平成 31 年度かすみがうら市予算書 11 ページをお開きいただきたいと思います。

10 款教育費につきまして 13 億 9327 万 8000 円でございます、前年対比 15.1%、1 億 8233 万 6000 円の増となっております。

主なものといたしましては、下稲吉中学校体育館用地の取得、旧安飾小学校の収蔵庫への用途変更工事費の新規計上、いばらき国体実行委員会補助金の増額などとなっております。

詳細につきましては、学校教育課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長から順次ご説明をさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○古橋智樹委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

よろしくお願いたします。

それでは、新年度の重点事業についてご説明いたします。

1 点目ですが、予算書で申し上げますと 102 ページになります。

説明欄 08 小学校就学支援事業になります。子育て世帯の経済的負担の軽減を図るために、平成 32 年度から小学校に入学する新 1 年生を対象に、入学祝い金としてランドセルの贈呈を予定してございます。予算としましては、640 万円を計上させていただいております。

次に、2 点目、103 ページになります。

15 千代田中学校区統合小学校環境整備事業（政策）になります。千代田中学校区の小学校統合につきましては、統合校を千代田中学校敷地内に設置することを踏まえまして、小中一貫校として平成 34 年度の開校を目指し現在整備を進めているところでございます。平成 31 年度につきましては、実施設計及び地質調査を予定しておりまして、予算につきましては、4969 万 1000 円を計上してございます。

次に、3 点目、106 ページになります。

09 下稲吉中学校施設整備事業（政策）になります。下稲吉中学校の現在の体育館が手狭なことなどから、新たな体育館の整備を進めるに当たりまして、平成 31 年度は用地の取得、それから測量を実施予定でございます。予算については、7295 万 8000 円を計上させていただいております。

重点事業につきましては以上 3 点でございます。

続きまして、新年度の歳入歳出について、ご説明いたします。

まず、歳入ですが、予算書 18 ページをお願いいたします。

15 款、2 項、8 目教育費国庫補助金、1 節小学校費補助金 3470 万 9000 円、前年比 201 万 3000 円、5.5%の減でございます。減額の主な理由は、霞ヶ浦南小学校及び霞ヶ浦北小学校スクールバスの補助対象人数の減によりまして、へき地児童生徒援助費等補助金が減になるものでございます。補助率は 2 分の 1 でございます。

歳出で申し上げますと、100 ページの 05 小学校管理運営事業（政策）の小学校スクールバス運行委託に充当されております。

次に、2 節中学校費補助金 140 万 4000 円、前年比 1254 万 4000 円、89.9%の減でございます。主な理由としましては、へき地児童生徒援助費等補助金の中学校分が終了したことにより、減となっております。こちらは霞ヶ浦中学校スクールバスの運行経費に対する補助金で、運行開始から補助期間が5年と定められておりまして、平成30年度で補助金が終了することに伴うものでございます。

また、学校施設環境改善交付金として計上してございました霞ヶ浦中学校武道場の天井及び照明器具の落下防止工事が完了したことによりまして、その分が減となっております。

続きまして、21 ページをお願いいたします。

16 款、3 項、5 目教育費県委託金、1 節教育総務費委託金 42 万 6000 円でございます。こちらは学力向上サポートプラン事業委託金でありまして、小学校4年生及び5年生を対象に、夏休みの5日間、算数の計算力向上を目的としまして、課外授業に対する県からの委託金でございます。全額助成となっております。

歳出で申し上げますと、102 ページの 10 小学校教育振興事業（政策）の学びの広場講師謝金及び保険料に充当されてございます。

続きまして 25 ページをお願いいたします。

21 款、5 項、7 目雑入のうち、説明欄中ほどの日本スポーツ振興センター納付金（小学校・中学校分）でございます。こちらは小学生、中学生の災害共済掛金の個人負担分でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

予算書 97 ページをお願いいたします。

10 款、1 項、2 目事務局費の 03 教育委員会事務局運営事業 1200 万 2000 円、前年比 242 万 3000 円、25.3%の増でございます。主な理由としましては、中ほどの 13 節学校系サイボウズ更新委託 205 万 2000 円を計上しておりまして、内容としましては、教職員用パソコンのグループウェア更新をするものでございまして、これによりまして教職員の働き方改革と言われております出退勤の管理が、全学校で統一的に管理ができ、出退勤情報の取りまとめが安易になります。

続きまして、98 ページをお願いいたします。

10 款、1 項、3 目教育振興対策費の 07 学校支援員設置事業（政策）でございます。金額 2823 万円、前年比 415 万 1000 円、17.2%の増となっております。主な増額の理由としましては、支援を要する児童生徒の支援を行う支援員を現在 22 名から来年度 25 名の配置にするため、3 名分の賃金が増額となっております。増員となる学校につきましては、霞ヶ浦南小学校が 5 名から 6 名の 1 名増、志筑小学校が 1 名から 2 名の 1 名増、七会小学校がゼロから 1 名の 1 名増でございます。

続きまして、99 ページをお願いいたします。

14 英語指導助手設置事業（政策）2354 万 4000 円、前年比 266 万 2000 円、12.7%の増です。増額の理由としましては、小学校において外国語が義務化になることを踏まえまして、英語の授業における外国人の指導助手を 5 名から 6 名に 1 名増員することによるものでございます。

続きまして、101 ページをお願いいたします。

10 款、2 項、1 目小学校管理費の 07 小学校施設維持管理事業（政策）871 万 7000 円になります。こちらにつきましては、文科省から各学校の長寿命化個別計画書を平成 32 年度までに策定するよう指導がございまして、計画書を策定するための委託料を計上するものでございます。計画書の内容とし

ましては、各学校の老朽化状況の把握及び今後の維持更新コストの把握をし、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能、性能を確保するものでございます。

続きまして、102 ページをお願いいたします。

10 款、2 項、2 目小学校教育振興費の 07 小学校コンピューター設置事業（政策）2199 万 9000 円、前年比 617 万 9000 円、39.1%の増でございます。主な理由としましては、安定稼働を確保するために児童用パソコン 176 台分の入れかえをするため増額となっております。

続きまして、08 小学校就学支援事業 1969 万 8000 円、前年比 953 万 4000 円、93.8%の増です。主な理由としましては、新たな事業としまして、平成 32 年度から入学する新小学 1 年生を対象に入学祝い品としてランドセルの贈呈をするため、入学記念品 640 万円を計上してございます。ランドセル 1 個当たり 2 万円程度、色としましては 4 色か 5 色を考えてございまして、希望により選択していただく考えでございます。また、就学援助費 1057 万 4000 円、前年比 284 万円の増となっております、平成 30 年度に就学援助費の判定基準を収入から所得にしたことで認定者がふえ、実績に応じて増額してございます。

続きまして、103 ページをお願いいたします。

10 款、2 項、3 目小学校整備費の 15 千代田中学校区統合小学校環境整備事業（政策）5014 万 3000 円、前年比 3024 万円、151.9%の増でございます。理由としましては、千代田中学校区統合小学校の整備に当たりまして、実施設計 3780 万円及び地質調査、こちらボーリング調査になりますが 1189 万 1000 円、計 4969 万 1000 円の委託料を計上したためでございます。

次に、104 ページをお願いいたします。

10 款、3 項、1 目中学校管理費の 05 中学校設備維持管理事業（政策）444 万 3000 円、前年比 419 万 7000 円、48.6%の減となっております。理由としましては、先ほどの小学校同様、長寿命化個別計画書策定に伴う予算 444 万 3000 円を計上してございますが、平成 30 年度の当初予算で 864 万円を計上しておりました霞ヶ浦中学校の特別教室空調設備改修工事が完了したことによりまして、差し引きで減額となっております。

続きまして、106 ページをお願いいたします。

10 款、3 項、3 目中学校整備費の 05 中学校施設耐震促進事業（政策）134 万 2000 円、前年比 1138 万 1000 円、89.5%の減でございます。理由としましては、平成 30 年度において霞ヶ浦中学校武道場の天井及び照明器具の落下防止工事が完了したことにより減額となっております。平成 31 年度におきましては、千代田中学校、それから下稲吉中学校武道場の天井及び照明器具落下防止工事の設計委託料を計上してございます。

次に、07 霞ヶ浦中学校施設統合環境整備事業（政策）2718 万 1000 円、前年比 2484 万 8000 円の増となっております。理由としましては、霞ヶ浦中学校の給食室を新たに建築したことで、使用しなくなりました今までの給食室を会議室に改築するための工事費を計上したためでございます。

次に、09 下稲吉中学校施設整備事業（政策）7295 万 8000 円は、新規事業となります。現在、下稲吉中学校体育館が手狭であることなどから、新たに体育館を建設するため、中学校敷地西側の用地を取得するに当たり、敷地の測量業務 231 万円、用地取得費 7000 万円、それから補償費といたしまして 64 万 8000 円を計上してございます。

説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

田谷委員。

○田谷文子委員

98 ページ、07 学校支援員設置事業（政策）の中で、今度 3 名支援員が増員になるということですが、その対象者はどの辺から選んだのですか。

○古橋智樹委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

まず、支援対象の児童生徒数でございますけれども、平成 31 年度 88 名の予定でございます。支援を要する児童生徒につきましては、支援委員会というもので、医師ですとか関係機関の方々に支援学校に行くのか、支援学級に行くのかその辺の判断をしていただき、88 名に対する支援員 25 名の配置でございます。

以上です。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

これ関連してですが、そうすると、今、88 名が均等ではないですけど、霞ヶ浦南小学校、志筑小学校、七会小学校と 1 人ずつ配置するだけの児童がいるということだと思いますが、その 88 名の内訳がわかりますか。

○古橋智樹委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

学校別で申し上げますと、霞ヶ浦南小学校が、15 名に対しまして支援員が 6 名です。霞ヶ浦北小学校が、児童 8 名に対しまして支援員が 3 名、志筑小学校が、児童 6 名に対しまして支援員が 2 名、新治小学校が、児童 8 名に対しまして支援員が 2 名、七会小学校が、児童 4 名に対しまして支援員が 1 名、上佐谷小学校は、児童生徒ゼロでございますので、支援員もゼロでございます。下稲吉小学校が、児童 29 名に対しまして支援員が 6 名、下稲吉東小学校が、児童 9 名に対して支援員が 5 名です。あと中学校ですが、霞ヶ浦中学校が、生徒 3 名で、小学校と兼務で 1 名を配置してございます。それから千代田中学校が、生徒 1 名、支援員が小学校と兼務で 1 名でございます。下稲吉中学校が、生徒 5 名、支援員が同じく小学校と兼務で 1 名の配置でございます。

以上です。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

書き取れないよね。やっぱり現状からふえていると。今言ったように、支援を受ける児童生徒かどうかというのが、なかなか判断が難しいですよ。保護者の悩みもあって、どうするかというのはよく新聞にも出ているので、これはちゃんと一覧表にして出していただけませんか。

○古橋智樹委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

後ほど出させていただきます。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それから、英語指導助手が5名から6名ということですね。なかなか現状の先生の英語力では、英語教育は難しいと思いますが。この配置は決まっているのですか。

○古橋智樹委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

それでは、岡野教育指導室長からご答弁させていただきます。

○古橋智樹委員長

教育指導室長 岡野浩則君。

○教育指導室長（岡野浩則君）

お答えさせていただきます。

A L T、英語の非常勤職員ですが、各小学校に配置するように優先的に組みさせていただいております。ただ、1つの小学校で同じ日に、例えばある曜日に1日中その1つの小学校にいる日もあれば、中学校に午後移動して中学校の生徒にA L Tのネイティブの発音をやるという設定もしております。例えば霞ヶ浦中学校と下稲吉中学校に関しましては、1人常駐してA L Tが変わらずに授業を、時数の関係で配置をする予定でございます。ただ、小学校に関しましては、例えば霞ヶ浦南小学校は、月曜日とか火曜日、2日間でやれるようにと学校の規模、クラス数によって、全小学校、全中学校に配置がいきわたるように配置しております。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

6名先生が、それぞれの小間数ではないですけど、授業のカリキュラムに従って配置している。それは、計画的に1週間とか1カ月の配置計画をつくって、その6名の方が移動して教育するようになっているということで理解してよろしいですか。

○古橋智樹委員長

教育指導室長 岡野浩則君。

○教育指導室長（岡野浩則君）

そのとおりでございます。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

この契約は、どういう契約になっていますか。

○古橋智樹委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

入札を行いまして、3年の長期継続契約を結んでございます。

○古橋智樹委員長

個別なのか、どちらの法人に契約なのかも含めて委員は尋ねています。

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

今年度入札を行いまして、ハートコーポレーションという会社が落札をしました。もう1社、ボーダーリンクという2社が応札をしまして、5060万7000円の落札をしておりまして、6名分一括の契約となっております。

○古橋智樹委員長

2社で……、だから3社契約ということですか。

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

失礼しました。応札をされた方が2社で、そのうちハートコーポレーションが落札をしてございます。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ハートコーポレーションはそれだけの実績があるので、指名入札ですか。それとも一般競争入札ですか。今、応札が3社指名したら2社しか来なかったと、それでハートコーポレーションと言ったので、もしかすると指名競争入札ですか。

○古橋智樹委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

これは、一般競争入札でございます。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

矢口委員。

○矢口龍人委員

今、小中学校ですけど、外国人の数が大変ふえているような話ですけれども、どの程度の外国人が今通学しているのか教えていただけますか。

○古橋智樹委員長

教育指導室長 岡野浩則君。

○教育指導室長（岡野浩則君）

概数的なものしか把握していません。正確な数字については、後ほど調べて報告させていただきますけれども、全体的な傾向としましては、下稲吉中学校区はやはり増加傾向にございまして、霞ヶ浦南小学校、霞ヶ浦北小学校は、全体的に少ないという状況は把握しております。

○古橋智樹委員長

それでは、後ほど書類で出してください。

矢口委員。

○矢口龍人委員

後ほど教えてください。

結局、今、英語教育の話が出ていましたけれども、英語の先生はこういうわけでおいでになるでしょうけれども、その他の、要するに言葉の問題がある子どもが大勢いると思うけれども、そういう児童生徒に対するケア、対策はどうなっているのですか。

○古橋智樹委員長

教育指導室長 岡野浩則君。

○教育指導室長（岡野浩則君）

今年度も配置しておりますが、下稲吉小学校、下稲吉東小学校、下稲吉中学校、この3校においては来年度も日本語指導教室という県の加配を要請しまして、配置が決定しております。これは外国籍の子あるいは保護者が外国籍を持っているために、日本語がなかなか、日常会話が日本語ではない子あるいは保護者の希望、本人の希望を取りまとめまして申請して通ったものがございます。

例えば、今年度の例で言いますと、小学校ですと国語の時間に取り出しをして、日本語指導教室に行って、実際に授業でやっている言葉をかみ砕いて日本語の奥深い意味とか、その辺も踏まえて教える場面もございますし、完全に日本語の基本中の基本、小学校1年生レベルを中学年でも教えるなど、その子の実態に応じて対応させていただいています。

ただ、1点追加しますと、下稲吉中学校に関しましては、どうしても保護者への対応とか、なかなか日本の書式的な提出書類とかが、ご理解いただけない保護者の方もいるので、下稲吉中学校区三校連支援ボランティアの方にご協力いただいて、時間を調整して対応しているのが現実でございます。

以上でございます。

○古橋智樹委員長

先ほど支援員の内訳の書類を求めました。それを見て、言葉の対応とか、内訳もわかるような書類にできますか。

教育指導室長 岡野浩則君。

○教育指導室長（岡野浩則君）

支援員は、身体的あるいは実態に応じて配慮が必要な児童生徒の対応をしまして、どちらかというと日本語のほうは別に日本語指導が必要な児童生徒として数は出せます。ですので、表が違ってしまいますけれども、それでよろしければ数的なものはお示しすることはできると思います。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

それは特別の先生がいるのですか。

県から来てくれるようなお話ですね。当初予算の中では、そういったいろいろな言葉、英語以外にポルトガル語とか韓国語とかいろいろできない人たちの支援分について、予算化はされていないのですか。

○古橋智樹委員長

教育指導室長 岡野浩則君。

○教育指導室長（岡野浩則君）

先ほどの話ですけど、まず前段の県の加配教員として、実際に教諭あるいは常勤講師を県の予算で配置するというところで、3つの小学校は配置されます。市独自の予算的なものに関しましては、予算

化されておられません。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

そうしますと、その加配された先生が、実際、何ぐらい加配されているのですか。各学校1人ぐらいですか。

○古橋智樹委員長

教育指導室長 岡野浩則君。

○教育指導室長（岡野浩則君）

各校1名ずつでございます。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

そうしますと、先ほど言いましたけど、いろんな国の子がいますよね。全く日本語ができない子がたくさんいるらしいです。その国の母国語しかね。そういう人にその先生1人で対応して、先ほど下稲吉中学校区三校連支援ボランティアに協力をいただいているというお話だったですけども、これは当てにならない部分であって、要するに完全に授業にも何もついていけない子がたくさん出るのではないかと思う。今のような対応の仕方ではね。ですから、その辺のところをもっと厚い手当てしないという私は思いです。けれども、その県からの各学校1名という対応で、教育委員会としてはそれ以上の手当てはしないということなのですか。

○古橋智樹委員長

今の質問に対する答弁、対応が不足していないのかということですが。

教育指導室長 岡野浩則君。

○教育指導室長（岡野浩則君）

今年度の進捗状況、指導状況を見ますと、日本語が全くできなかつたまま転入して来た子ども、数カ月で日常会話はある程度話せているのが現状です。ただ、難しい問題文を読み解くとか、日本語の文章、長文の物語を読み解くとかというのはなかなか理解に時間がかかる、言葉の壁が漢字と平仮名の壁があるということで、その辺は日本語指導教室で対応させていただいているところです。

現段階では、新たな追加支援は大丈夫ではないかと判断しているところでございます。

○古橋智樹委員長

ですから、次年度の予算には追加していないということですね。

矢口委員。

○矢口龍人委員

かすみがうら市によらず、よその市町村でも当然そういう外国人が多いところはたくさんあります。そういった中で、やはりそういう人たちのために、国際交流協会等を設立して、そのケアに当たっている。例えば、土浦市はもう何十年も交流協会を設立して、市がバックアップして、ボランティアも入っていますけれども、そういった中で、そういう人たちのためにいろいろな会議を入れたり催事を開いたりしているようです。やはり、かすみがうら市としても、先ほど人数まだわからないというお話でしたけど、相当の数、私は100人近くいるのではないかと思うけど、そのぐらい大きな割合を占めていると思いますよ。ですから、教育委員会でもしっかりその辺のケアを考えていかないと、やっ

ぱり違う方向に行くに困るので、その辺のところ、教育長の見解をお願いします。

○古橋智樹委員長

矢口委員が心配しているのは、外国人労働に関しては法律が変わったりしましたよね、そういうことも踏まえて対応が必要ではないかということです。

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

外国人児童生徒は、今後もふえる見通しであろうと考えております。そういったことから、やはり英語圏はともかく、それ以外の母国語に対しての対応は十分ではないと認識しておりますので、そういった外国人児童生徒への配慮という観点から、今後十分考えていかなければならないであろうという認識でございます。

以上です。

○古橋智樹委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

この入管法も変わって、実際実行に移されてきますけれども、県教育委員会の広域行政含めて、そういう指導内容あるいはガイドラインというものは、出ていないのですか。

○古橋智樹委員長

教育指導室長 岡野浩則君。

○教育指導室長（岡野浩則君）

法律の改定に伴い、何かしらのアクションがあるか精査、確認して、後ほどご報告をさせていただきます。

○古橋智樹委員長

川村委員。

○川村成二委員

入学記念品のランドセルです。これを政策経費ではなくて、経常経費で予算化しておりますけれども、これは経常経費であるということは、未来永劫続けていくという認識になります。そうしますと、この記念品を続けることについて、何らかの形で規則化する必要があると思います。それは、これから小学校に入る、あるいはかすみがうら市に家を建てたいという親が、かすみがうら市にどんな制度があるのか見えないといけません。そういったことでは、どのような規則化で公表していくのでしょうか。

○古橋智樹委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

規則につきましては、現在策定中でありまして、今後ずっと続けていくもので、該当者及びこれから該当する方については、周知していきたいと思っております。

○古橋智樹委員長

川村委員。

○川村成二委員

規則は、今ある市の教育委員会なり、かすみがうら市にある規則のどの部分に入れることを考えて検討しているのか、具体的な検討はどのようにされているのか説明できませんか。

○古橋智樹委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

今現在、教育委員会の中ではランドセル支給という規則はございませんので、新たにつくりたいと考えてございます。

○古橋智樹委員長

川村委員。

○川村成二委員

市の条例に掲載するということですか。それとも、教育委員会の中だけの要綱として作成するのですか。そういったことも検討せずに、経常経費に計上しているのですか。

○古橋智樹委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

教育委員会の中のランドセル支給という規則をつくりまして、例規集にのせる予定でございます。

○古橋智樹委員長

田谷委員。

○田谷文子委員

パソコンは、全体で何台保有しているのか。今回 176 台入れかえるということですが、それは児童一人一人にパソコンをきちんと分け与えているのでしょうか。

○古橋智樹委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

小学校 176 台を入れかえるわけですが、1 人 1 人ではなく、各学校のパソコン教室にあるパソコンの台数が、全部で 176 台でございます。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

たびたび就学援助について、いかに市民に必要な人に伝えるかと。就学援助のいわゆる実行率というか、これが少ないということで指摘をしてきましたけれども、今回は収入から所得に変更したということで、就学援助を受けるレベルが上がると、だから対象者がふえると。ですから、その分を予算化したとおっしゃいましたけれども、その大体の積算の根拠はありますか。

○古橋智樹委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

要保護で申しますと平成 29 年度が小学生 5 名、中学生が 3 名、計 8 名でございます。

それから、準要保護、平成 29 年度が小学生 102 名、それから中学生が 54 名、計 156 名でございます。

平成 30 年度の 2 月末の状況ですが、要保護が、小学生 4 名、中学生が 3 名、合計 7 名でございます。

準要保護、小学生が 153 名、中学生が 99 名、合計で 252 名でございます。

要保護、準要保護合わせますと、平成30年度2月末で259名、昨年度から見ますと約100名弱ふえてございます。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

いや、だから予算化したときに、この平成30年度の2月末を基礎にして予算化したということですか。だから平成31年度はふえると予測していたのではないかと思ったのですが、平成29年度から平成30年度の2月末の人数を見て、この2月末の人数で、今度の就学援助費を積算したということですか。

○古橋智樹委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

新年度の予算につきましては、平成30年度の実績をもとに計上させていただいております。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

平成30年度の実績というのは、2月末の今おっしゃった人数で積算したということですね。

○古橋智樹委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

はい、そうなります。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

これで大体どのくらいの補足率となりますか。

○古橋智樹委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

平成29年度につきましては、認定率が5.08%でございました。平成30年度の2月末現在で8.12%、約3%ふえてございますので、平成31年度につきましても8%程度の予算を計上してございます。

○古橋智樹委員長

それでは、学校教育課に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時11分

○古橋智樹委員長

会議を再開いたします。

次に、生涯学習課所管の予算につきまして、課題等の説明をいただきたいと思っております。

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

生涯学習課からご説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

生涯学習課につきましては、社会教育、文化振興、公民館、図書館、歴史博物館の所管がござい
ますので、順に説明させていただきます。

初めに、生涯学習課の重点事業等について、説明させていただきます。

今回、生涯学習課の中で事業といたしておりますのは、各施設が老朽化しております、図書館が開
館 20 年、歴史博物館が開館 31 年、千代田公民館に関しては開館 40 年という形で、かなり建物中の設
備等々が老朽化しているということで、この辺に関しまして一連の修繕費、更新費等々を計上させて
いただいております。

主な内容といたしましては、資料の平成 31 年度一般会計当初予算事業別一覧前年比較というのが皆
様方に配布されているかと思いますが、これを見てもらうとよくわかるかと思いますが。こちらの資料
の 19 ページでございます。

この中で上から 6 段目、10 款、4 項、3 目、04 埋蔵文化財事業でございます。文化財や民俗資料の
管理、保管等をしております。これらの資料がかなり膨大となりまして手狭となった関係で、廃校と
なりました旧安飾小学校を再利用いたしまして、こちらを収蔵庫に改修するための工事費等を計上さ
せていただいております。金額としては 1362 万 4000 円の増で、率にいたしまして 114.3%増加して
いるものでございます。

続いて、図書館費ですが、その 4 つ下になります。10 款、4 項、4 目、03 図書館運営事業（政策）
でございます。こちらに関しましては、金額ベースでは 604 万 4000 円の増、率にして 95.6%の増と
いうことで倍増した金額になってございます。こちらに関しましては館内の机やイス、その他の照明
器具等の改修費を盛り込んだものでございます。

続いて、5 つ下でございます。10 款、4 項、5 目、03 歴史博物館管理運営事業（政策）でございま
す。こちらにつきましては、博物館の受電施設が老朽化し交換工事ということで、その工事費等を盛
り込んだ内容となっているものでございます。金額ベースで 707 万 1000 円の増、率にして 154.4%の
増となっておりますが、今回の重点事業でございます。

続いては、歳入歳出それぞれ科目別にご説明させていただきます。

予算書に基づき説明させていただきます。

初めに、予算書 15 ページの中段から下になります。14 款、1 項、6 目教育使用料、1 節公民館使
用料及び 2 節歴史博物館使用料でございます。

2 つの公民館、霞ヶ浦公民館、千代田公民館の使用料並びに歴史博物館の使用料を計上しているも
のでございます。今年度の実績に応じた金額を計上としております。

続きまして、18 ページになります。

15 款、2 項、8 目教育費国庫補助金のうち 4 節社会教育費補助金でございます。国宝重要文化財等
保存整備費補助金でございます。開発行為や住宅の建設に伴いまして埋蔵文化財の所在の有無の照会
がございまして、それに際しまして、試掘等の調査費の国庫補助金を受けるものでございます。補助率
は 2 分の 1 でございます。

続きまして、20 ページとなります。

一番下でございます。16 款、2 項、7 目教育費県補助金、1 節社会教育費補助金でございます。放
課後子ども教室推進事業費補助金、土曜日の教育支援体制等構築事業補助金につきまして、下稲吉中
地区三校支援ボランティアと寺子屋運武館に学習支援の事業委託といたしまして進めている事業です

が、これに対する県の補助金でございます。

続いて、その他となります。25 ページからとなります。

21 款、5 項、7 目雑入でございます。上から 4 段目、教室、講座及び大会の参加料でございます。あとは一番下でございます。歴史博物館特別展図録等販売代、続いて 26 ページの上から 2 段目、図書館利用カード再発行で、一番下から 4 段目で歴史博物館共通利用料が生涯学習課所管の歳入でございます。全て今年度の実績に基づきまして、計上させていただいております。

以上が、歳入でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

106 ページでございます。

10 款、4 項、1 目社会教育総務費でございます。青少年健全育成、地域の担い手の発掘・育成、健康寿命の延伸や市民協働の推進、多彩な学習機会を提供し、また情報を提供することによりまして事業を進めているものでございます。さまざまな目的に応じまして老若男女、あらゆる世代のライフステージに合わせた事業を実施している事業でございます。

初めに、政策事業で増減の大きかったものについてですが、107 ページ、10 款、4 項、1 目、03 生涯学習推進事業（政策）でございます。主な支出といたしましては、子ども大学、大人大学、高齢者大学などの 3 つの大学の講師謝礼 27 万 7000 円、市 P 連の補助金 20 万 2000 円等で、予算総額で 97 万 8000 円、前年対比 27.1%の減ということになります。この減額の理由に関しましては、青少年の心身健全育成事業で和太鼓を使っておりますが、その修繕を昨年行いました。修繕が完了したことによりまして、今年度減額した内容となっております。

また、今回、事業の中にはのってございませんが、先ほどの一覧表の中の 18 ページでございます。10 款、4 項、1 目、下から 8 段目、13、30 歳の大同窓会事業（政策）が、今年度予算がゼロという形で事業廃止となったものでございます。もともとは地域創生の観点から地元かすみがうらの魅力を再発見し、帰ってきてよかった、住んでみてよかったと思えるような時間を提供して、移住定住、交流促進を目的に事業化したものでございますが、平成 30 年度は生涯学習課に事務移管となったわけですが、地域の担い手づくりや地域に関心を持ってもらうということで生涯学習的な側面から事業を実施したわけです。実際なかなか成果が見えづらい中で、今年度、予算がなくなり事業廃止となりました。

続きまして、108 ページになります。

10 款、4 項、2 目公民館費でございます。中学校ごとに地区公民館を設置いたしまして、地域の皆さんが運営し、地域の課題や財産をテーマにしたさまざまなコミュニティ活動も取り組んでいるところでございます。また、サークル化を目指した講座を実施することで仲間づくり、生きがいくりなど、豊かな生活が送れる一助となるような公民館講座もあわせて実施しております。

事業全体として大きな変動というのはございませんでしたが、来年度の予算の配置というか、組みかえを事業型という観点から各地区公民館ごとにコミュニティ活動費を振り分けまして、より事業の成果を図りやすいような考え方に基づいて計上してございます。

その内容として、やはりその増減表の中で出てくるのですが、皆増、皆減という形で数字的には上がっていますが、この辺をあわせましてトータルいたしますと平成 30 年度の役員等の報酬、あわせてコミュニティ活動費の合計が 1124 万 6000 円だったものが、本年度、同事業を地区ごとに振り分けた結果、1114 万 9000 円で、トータルとしましては 9 万 7000 円の減と、ほぼ前年同額の計上となっているものでございます。

以上が、公民館についてのご説明でございます。

続きまして、資料 111 ページでございます。10 款、4 項、3 目文化振興費でございます。

指定文化財、埋蔵文化財等の調査研究、適正管理、保護、保存、伝承、活用に関する各種事業を展開しているものでございます。また、生き甲斐づくりや仲間づくり、健康づくりとそれぞれの目的に応じました自主活動をしております文化協会やその加盟団体の支援も行っているというところでございます。

政策経費では大きな変動がなかったわけですが、111 ページでございます。10 款、4 項、3 目、04 埋蔵文化財事業につきまして、説明させていただきます。

先ほど旧安飾小学校の収蔵庫で、整備していくと話をしたかと思いますが、その工事費をここに計上しております。主な支出といたしましては、試掘や発掘作業員にかかる作業員の賃金 273 万円、収蔵庫の工事費に 1316 万 6000 円、収蔵庫の収蔵品を設置するための棚の購入費 650 万円といったものが主な内容となっております。予算総額では 2554 万円となりまして、前年比で 114.3%の増でございます。

工事の内容といたしましては、倉庫として利用する関係で、学校から倉庫に変わる状況で、各種法令等々の基準が変わってまいります。それに関しまして必要な措置で、非常灯とか誘導灯、消防関係の改善工事、火災報知器の設置といったものや、あと小学校として使用停止していたものを今度使用開始するに当たりまして、受電施設や受水槽、浄化槽等々の点検整備といったものも発生する関係で、こういった工事が算定されている形になってございます。

続きまして、図書館になります。112 ページでございます。

10 款、4 項、4 目図書館費でございます。生涯学習の中核的施設、市民の方が心豊かに生活を送れる一助といたしまして図書館を円滑に活用できるよう日常の貸し出しや、読み聞かせグループ、読書会の活動支援並びに住民ニーズに応じました図書、雑誌、視聴覚資料等の計画的な購入、廃棄といったことを進めている事業でございます。

初めに、112 ページ、10 款、4 項、4 目、02 図書館運営事業でございます。経常経費ですが、予算総額 805 万 7000 円、金額ベースで 261 万 3000 円の増で、48%の増という内容でございます。理由といたしましては、図書館の図書の管理、貸し出し等に使っておりますシステムの更新が 5 年を経過いたしましたので、そのシステム更新に当たりまして、新たなシステムの導入等々に係る使用料及び賃借料等の増加によるものでございます。

続きまして、10 款、4 項、4 目、03 図書館運営事業（政策）になります。こちらに関しましては、続いて 113 ページ、貸し出し業務や図書の整理などを行う臨時職員の賃金 597 万 7000 円と備品の修繕料で 402 万 5000 円などでございます。修繕の内容といたしましては、施設内の図書館の椅子がかなり老朽化して劣化し穴があいてしまっている状況が見えます。こういったものの張り替え、また学習スペースに間仕切りがないことで、今、隣の人とつながっているような状態なので、そこに間仕切りを入れて個別化といったものが図れるような方法に変えていきたく修繕費を組ませていただいている内容でございます。予算総額は 1236 万 7000 円、前年比 95.6%の増という内容でございます。

続きまして、113 ページ、歴史博物館の説明に入ります。

10 款、4 項、5 目歴史博物館費でございます。市民の皆様が本市の歴史や文化を学ぶことにより、ふるさとに誇りと愛情を持ってもらえるよう、本市の偉人や歴史的な事柄にスポット当てた特別展や企画展、各種講座などを催し、出版物の発行などを市民学芸員の力をかりながら進めているものでございます。

図書館、歴史博物館、富士見塚古墳公園等を舞台にしましたふるさと教育を積極的に進めておりま

す。今年度は、ジオパーク関東大会ということで、筑波山地域ジオパークにおきまして開催され、その普及啓発にも取り組んでございます。

初めに、大きな変更のあったものですが、113 ページ、10 款、4 項、5 目、02 歴史博物館管理運営事業でございます。一番下です。経常経費ですが、予算総額で 1081 万 4000 円、金額ベースで 327 万 3000 円の増、前年比 43.4%の増加となったものでございます。こちらに関しましては、隔年、1 年置きに実施しております歴史博物館全体の燻蒸作業や旧安飾小学校の収蔵庫化するための施設の維持費、管理費等を計上しているため、今回の増額が発生した内容となっております。

続いて、10 款、4 項、5 目、03 歴史博物館管理運営事業（政策）でございます。主要な支出は、協力員の謝礼で、先ほど申し上げましたが、受電施設の改修工事費 550 万円、特別展のポスター、解説書、先人漫画等の印刷代 110 万円などでございます。予算総額 1268 万 8000 円、前年比 154.4%の増となっているものでございます。

以上が、生涯学習課からの説明となります。よろしくお願いたします。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

設楽委員。

○設楽健夫委員

予算書 115 ページ、ジオパーク推進事業、19 節筑波山地域ジオパーク推進協議会負担金があります。けれども、先ほど関東大会ということでありましたけれども、これは次の大島で開かれる予算をここに計上していることですか。

○古橋智樹委員長

副参事兼歴史博物館長 齋藤裕之君。

○副参事兼歴史博物館長（齋藤裕之君）

来年度の予算でございます。来年度開催されるものを予算化しております。

○古橋智樹委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

先ほどの予算書 112 ページのところの、上から 5 行目ですか、埋蔵文化財事業、旧安飾小収蔵庫の記載があります。収蔵庫の中に、例えば閲覧室だというものの機能が含まれているのですか。

○古橋智樹委員長

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

こちらに関しましては、あくまでも倉庫ということで、一時的な確認はできるかと思えますけれども、常時その閲覧できるような場所というのは、現在は考えてございません。

○古橋智樹委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

これは要望事項になるのかもしれませんが、安飾地区の旧安飾小学校の活用という意味では、一方では公民館がありますよね。一方で収蔵庫となってきているのですが、よく聞かれるのですが、あの仏様はどこに行ったのかとかいう話も出てきますので、やはり何らかの形での閲覧機能といいま

すか、大それたものを考えているわけではないですけども、そういうものは検討されていったほうがいいのではないかと思うよね。

○古橋智樹委員長

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

現在、なぜ倉庫かという、やはり常時人が入るとなると、建築基準法の関係で、建物耐震といったものが非常に影響します。そういった関係で、なかなか校舎に対して人が常時いられるようなスペースを当初考えたのは考えたわけですが、特定行政庁である県との協議の中で、難しいという結論に達して、今回はまずは大前提として今問題となっている埋蔵文化財置き場をまずは確定しようということで、今後体育館のほうが耐震基準を満たしてございますので、その辺に関しましてもFMとの協議を含めた中で、使用を考えていきたいと思っております。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

使用料については、消費税の影響は、今回はないと。これまでの通りの使用料で行くということによろしいですか。

○古橋智樹委員長

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

消費税の増額を加味してといえ、ございません。そのまま使用料については、例規集に定められておりますので、その金額の実績の数字にかけ合わせて計上してございます。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それから、公民館の件ですが、霞ヶ浦公民館、それから千代田公民館、そして下稲吉中地区公民館がありますが、これは働く女性の家を拠点にして活動するという前提で考えているのですか。

○古橋智樹委員長

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

現在、霞ヶ浦公民館、千代田公民館ということで2つの公民館の施設しかなく、下稲吉に関しましては現在建物がないという状況の中で、暫定的というか、一時事務所として、わかぐり運動公園の一室を借りまして、そこに担当職員を配置いたしまして進めております。実際の事業に関しましては、働く女性の家を中心に講座等々の事業を展開しているような状況でございます。ただ、将来的にはまたこれも全庁的な協議が必要になってくるとは思います。適正配置等々の部分を全庁的な協議の中で決定し、必要に応じて下稲吉の公民館も検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それは最終的にはFMの関係で、方向性が決まると理解してよろしいですか。

○古橋智樹委員長

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

そのようなことで、全庁的な協議の中で進めたいと考えてございます。

○古橋智樹委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

予算書 112 ページの 09 帆引き船保存活用対策事業（政策）で減になっています。調査等にかかわる職員旅費の減と書かれています。去年国の選択文化財に選定されて、実際、3市の補助事業が総額 1500 万円と聞いています。その事業が来年度から3年間始まると。その前段事業として、3市の中で委員会の構成とか含めて準備作業に入るという話を聞いているけれども、その予算というのは、ここに調査等に係る職員旅費の減とあるけれども、ここが増になるような気がするけれども、この辺の予算は各市 10 万円と聞いているけれども、これはどこに入るのですか。

○古橋智樹委員長

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

その予算というか、旅費は、調査活動に対する旅費と私は伺っておりますが、この調査活動は3市合同でやるという中で、各々が各々の職員を配置するのではなくて、何かしらの形というか、3市で合同調査会なり何かしらの形をつくって、そこに対して負担金なり補助金なりの形で入れて実施できればということで、現在はその形が決まっていないので、予算計上がされていない状況となっております。

○古橋智樹委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

ちょっと気になったので、行方市と土浦市のほうも今年度予算の中にそれが計上されているのかについては、計上されていると報告は受けているけれども、もともとかすみがうら市が、発祥の地になっていて、国の文化財であるわけですから、個々の負担金が発生してきた場合に、速やかに支出できるように、私はこの帆引き船保存活用事業（政策）の中に含まれているのかと思ったものですから。

○古橋智樹委員長

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

保存会の補助金の中には、その費用は入ってございません。今後、財政担当との今回の予算書の中でも話になったわけですが、ある程度方向性というか受け皿を決めて、再度補正なりの対応は考えてございます。

○古橋智樹委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

各中学校地区の公民館コミュニティ推進事業の中で、地区公民館役職員報酬があると思うけれども、

ここについて内容を詳しく説明いただけますか。

○古橋智樹委員長

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

中学校ごとにコミュニティ推進委員 20 名を規定上設けさせていただいております。その報酬にしまして、コミュニティ推進委員の方ですが、年額 3 万円で、その中で主事ということでコミュニティ推進主事ということで実務をつかさどっていただく方が 1 名ございます。その方が月額 1 万 5,000 円の 12 カ月の 18 万円というような内容でございます。

また、霞ヶ浦地区におきましては、そのほか分館長という制度がございますので、その分館長に対して年額 8,000 円の報酬をお支払いしているものでございます。

○古橋智樹委員長

時間もございませんので、お昼前にスポーツ振興課までやりたいので、ご協力お願いします。

設楽委員、まだありますか。

先でいいですか。

矢口委員。

○矢口龍人委員

この明細を後でいいので、人件費の部分を表にしてまとめて出していただけませんか。

○古橋智樹委員長

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

取りまとめて、提出させていただきます。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

図書館運営事業（政策）で、計画的に図書、蔵書のほうを購入しますよと。これは今回ふえていますけれども、計画的にやっぱりふやすようにしている、大体同じような金額ベースでふやしているのですか。今回ちょっとふえていますけれども。

○古橋智樹委員長

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

図書館の蔵書の枠があるので、廃棄とあわせて蔵書の購入というのを進めてございます。若干上がっているものに関しましては、やはり図書の単価というものが、1 冊の値段が上がっている関係があるので、少し増額しているという状況もございます。

○古橋智樹委員長

それでは、生涯学習課所管の質疑を終了といたします。

次に、スポーツ振興課所管の予算につきまして、課題等を含めてご説明いただきたいと思います。

スポーツ振興課長 金子俊文君。

○スポーツ振興課長（金子俊文君）

それでは、スポーツ振興課の予算についてご説明いたします。

まず初めに、新年度スポーツ振興課の重点事業といたしましては、新年度第 74 回国民体育大会茨城

国体が開催されるものでございます。かすみがうら市につきましては、正式種目ではございませんが、デモンストレーション種目といたしまして、5月25日土曜日、わかぐり運動公園でペタンクが開催されます。また、8月31日土曜日、あじさい館コミュニティ広場におきましてグラウンドゴルフが開催されるものでございます。

デモンストレーションスポーツということで、子どもからお年寄りまで幅広く参加できるものでございます。茨城県内から大勢の選手、役員、応援者がおいでになりますので、かすみがうら市実行委員会を中心に最高のおもてなしができるように準備を進めているところでございます。

それでは、歳入歳出について、ご説明いたします。

まず、歳入から説明をいたします。

予算書15ページをお願いいたします。

14款使用料及び手数料、1項使用料、6目教育使用料でございます。3節から8節までが市内にございます体育施設の使用料収入でございます。3節から8節まで合計いたしまして407万3000円でございます。前年比30万8000円の減でございます。平成30年度実績に後半の伸びを見込んで計上してございます。

続いて、25ページをお願いいたします。

21款諸収入、5項雑入、7目雑入でございます。説明欄の上から3番目、自動販売機還元金84万1000円のうち、市内体育施設に設置してございます自動販売機分といたしまして40万円を計上してございます。

続いてその下、4番目でございます。教室講座及び大会参加料196万1000円のうち、スポーツ振興課の分として18万円を見込んでいるところでございます。

○古橋智樹委員長

大きい変動のものだけで結構です。

スポーツ振興課長 金子俊文君。

○スポーツ振興課長（金子俊文君）

それでは、歳入は以上で、続いて歳出をご説明いたします。

予算書116ページをお願いいたします。

10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育費総務費でございます。本年度予算額6462万6000円に対しまして、前年度4687万5000円、1775万1000円の増でございます。

右側、説明欄をお願いいたします。

03かすみがうらマラソン大会開催事業（政策）300万円につきましては、前年同額でございます。こちらは、毎年4月に開催されますかすみがうらマラソン兼国際盲人大会への補助金300万円の支出でございます。

続いて、05市民ふれあいスポーツ推進事業（政策）でございます。予算額が1105万円、前年度308万3000円、796万7000円の増でございます。こちらは市民ふれあいスポーツフェア、市民マラソン大会、各種スポーツ教室等を開催しまして、市民の体力づくり、健康づくりを推進しているものでございます。増額の理由といたしましては、冒頭でも申し上げましたが、本年第74回国民体育大会が開催されますので、かすみがうら市においでになります選手、役員の皆様に最高のおもてなしができるよう、準備を進めるため、7節で臨時職員賃金161万2000円を新たに計上させていただいております。また、19節茨城国体実行委員会補助金として700万円を計上させていただき、開催当日に向けて万全の準備をしまいたいと考えております。

続いて、07 スポーツ団体育成事業（政策）につきましては、前年同額でございます。

続いて、117 ページから 119 ページになります。

経常経費の部分について、ちょっと説明をさせていただきます。

2 目体育施設管理費でございます。本年度予算額 8677 万 4000 円、前年度が 9807 万円、1129 万 6000 円の減でございます。説明欄 02 体育センター管理運営事業から 119 ページの第 1 常陸野公園管理運営事業は、市内に有する 5 カ所の体育施設の維持管理事業でございます。各施設とも大変老朽化が進んでおります。こちらは年次的、計画的に修繕を進めているところでございます。各施設とも金額的に大きい 11 節光熱水費、13 節施設管理委託、また受付管理委託、14 節土地借上料につきましては、ほぼ前年同額を計上させていただいております。土地借上料につきましては、財産調整担当と協議しながら、単価の見直し、また借地の買い取り等を進めてまいりたいと考えております。また、光熱水費につきましても、電気等の節電を利用者の皆様にご協力していただきながら、進めてまいりたいと考えております。

説明については、以上でございます。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

それでは、スポーツ振興課に対する質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。

昼食休憩といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、午後 1 時 30 分から再開いたします。

休 憩 午前 1 時 5 4 分

再 開 午後 1 時 2 5 分

○古橋智樹委員長

会議を再開いたします。

次に、議案第 8 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

特に補足説明等はございませんか。

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

市民部、田崎です。ご苦労さまです。

それでは、議案第 8 号に関しまして国保年金課、君山参事より補足説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○古橋智樹委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

議案第8号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案書4ページからになります。81ページの新旧対照表で説明をさせていただきたいと思います。

この条例は、医療費助成制度でいわゆるマル福と呼ばれる制度になります。今回の一部改正の内容につきましては、1点目として、改正前は精神に障害がある方の医療費助成の対象は障害年金を受給していることが要件で、精神障害者保健福祉手帳1級を所持しているだけでは医療費助成を受けることができませんでした。身体に障害がある方や知的に障害がある方は、それぞれの手帳を保持しているだけでも医療費助成を受けることができるため、障害者間で不公平が生じていたことから、新たに精神障害者保健福祉手帳1級の保持者を対象とするもので、第2条第5号に必要な文言を追加するものです。

2点目として、市単独事業により実施しております外来自己負担金等助成の拡大になります。改正前は乳幼児から小学3年生までを対象として、外来自己負担金を助成しておりましたが、年齢を中学3年生まで拡大し、新たに入院時の自己負担金を助成するものです。また、所得制限により医療費助成を受けることができなかった方がおりましたので、所得制限を撤廃することにより、全ての乳幼児から中学3年生までの保護者の負担軽減を図るもので、第4条の2第1項が外来自己負担金の支給年齢拡大の改正で、同条の第2項として入院時自己負担金を助成する文言を追加するものです。また、第5条第2号で所得制限に関する文言を改正するものです。

なお、1点目の改正は本年4月1日から施行し、2点目の改正は周知期間などを考慮し、本年10月1日から施行を予定しております。

説明は、以上になります。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

簡単に言うと、15歳、中学校卒業までの医療費の完全無料化ということだと思うが、18歳に達する云々かんぬんということも条例を見ると含まれていますが、これはいわゆる県の助成制度と絡んでいるという意味で理解してよろしいですか。

○古橋智樹委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

そのとおりでございます。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それで、もう予算書のほうになるかもしれませんが、完全無料化に係る費用の増額というのは、前年度と比べて今年度はどのくらいの規模で増額になることになるのですか。

○古橋智樹委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

今回の一部改正によりまして、平成 31 年度予算の関係ですけれども、まず県の改正分につきましては、対象者を 10 名と見まして、年間で 180 万円として見込んでおります。

次に、単独分でございますけれども、まず所得制限の撤廃により、新たに医療費助成の対象になる方ですけれども、こちらの方が 200 名と見込んでおります。それで、医療費分として約 420 万円の増額を見込んでおります。また、外来自己負担金や入院自己負担金の新たな助成分としまして、約 760 万円の増額を見込んでおります。

以上になります。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

そうすると、合計で 1180 万円ですか。高校生の外来については 180 万円。高校生は 10 人というのがよくわかりませんが、入院が 10 人と仮定したということですか。

○古橋智樹委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

大変申しわけありません。私の答弁がちょっと言葉足らずで申しわけありませんでした。

この 10 名というのは、精神障害者の医療費助成分になります。

以上です。大変申しわけありませんでした。

○古橋智樹委員長

副委員長と交代します。

[委員長交代]

○岡崎 勉副委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

障害者の方に 1 級の方ですか、拡大していただいたのですが、この 1 級というのは、県内の先進市町村で 1 級の方だけということですか。1 級以外の方に何とご説明していいのやらと思ったものから。ほかの県内の先進市町村も 1 級の先進事例が多いということで、我が市も 1 級の方までの拡大ということでよろしいでしょうか。

○岡崎 勉副委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

今回の精神障害者の方の改正でございますけれども、こちら茨城県の制度になりまして、県の補助を受けられる範囲が精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者ということで、こちらに関しては県内全部の市町村が統一の内容になってございます。

○岡崎 勉副委員長

委員長と交代します。

[委員長交代]

○古橋智樹委員長

委員長戻ります。

本議案に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 14 号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

特に補足説明等はありませんか。

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

議案第 14 号につきまして、生活環境課、廣原課長より補足説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

生活環境課の廣原です。どうぞよろしくお願いたします。

議案第 14 号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例を廃止する条例の制定について説明をいたします。

議案集は 16 ページ、概要書は 10 ページになります。ごらんいただきたいと思います。

この条例は、太陽光発電設備設置促進のため、かすみがうら市税条例の規定にかかわらず、当該土地に対して新たに固定資産税を課することとなる年度から 5 年分の固定資産税に限り、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 2 分の 1 の額としたものでございます。

この条例が施行されてから 5 年を経過し、太陽光発電設備の導入促進は一定の効果が得られたものと考えられ、今後は民間企業等の持続的な経営とすることが望ましいことから、同条例を廃止するため、この条例を制定するものでございます。

施行年月日につきましては、平成 32 年 1 月 2 日ですが、同年 1 月 31 日までの太陽光設備促進のための固定資産税特例措置を受けるための申告があった分につきましては、従前の例によるものとし、新たに固定資産税を課することとなる課税分について 5 年間特例措置を受けられるものとします。

同条例によって特例措置を行った敷地面積につきましては、平成 26 年度から今年度申告分までで件数 263 件、筆数 602 筆で、113 万 5160 平方メートルとなります。

説明につきましては、以上でございます。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

施行年月日の件についてちょっとよくわからないのですが、1月2日までだけれども、31日までに申告があった分は、従前の例によるものとありますが、31日まで設置する約束をしています、契約をする場合、この固定資産税の特例を措置する申告をすると、5年間の特例を受けられるということですか。

○古橋智樹委員長

税務課長 元木義和君。

○税務課長（元木義和君）

ただいまの質問ですが、平成32年1月2日となっておりますのは、固定資産税の課税客体を確認する場合に、1月1日の現況によりまして、それを4月に入ってから課税する形になります。1月1日現在で太陽光設備が設置されていて、なおかつその申請については、1月31日まで猶予期間が設けられていますので、1月1日に工事の全部が終わり、31日までに生活環境課に書類を出して、生活環境課に認められたものについて、税務課に連絡があって、4月以降の納税通知書で減額をする形になります。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ということは、もう遅くとも1月1日までは、工事も全て完了していなければ、特例措置は受けられないということですね。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

そのとおりでございます。

○古橋智樹委員長

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

この条例は、再生可能エネルギーの普及促進しようという方向性をもって始まったものだと思いますが、それをやめるということであれば、再生可能エネルギーの普及については、今後どのような考案があるのでしょうか。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

現在、太陽光発電設備の設置につきましては、県のガイドラインによって市へ概要書を提出いただきまして、事前に協議を行っているところでございます。最近になりまして、近隣地区等からの相談も受けていることから、次回の定例会以降に太陽光設置のための条例等を提案し、対策を講じるような形をしていきたいと考えております。

○古橋智樹委員長

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

要は、代替案をこれから考えるという内容でしょうか。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

太陽光発電の促進等につきましては、先ほど説明したように、ある一定の効果が得られたものと考えておまして、今後は民間企業等の持続的な経営とすることが望ましいと考えております。

また、先ほど説明しましたのは、最近になりまして近隣等から相談を受けているといったことから、条例をつくって設置について指導等を行っていくことでございます。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

特例措置がなくなるというのは、もう効果が上がったと判断するというけれども、まだまだ太陽光のいわゆる自然再生エネルギーをどんどん促進していかなければならないというのが考え方ですね。だから、これに対して当市はどうするのかということです。そしたら、条例をつくると言ったのは、例えば斜面につくるとか、太陽光の設置について非常にルールがはっきりしていないというところで、県のほうが今その条例案を考えている。だから、その県の条例案を踏襲しながら、当市でもつくっていくように聞こえたのですが、そういうことですか。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

現在のところ、今説明したように県の太陽光にかかわるガイドラインがございまして、それに基づいて指導等を行っていくこととございます。何回も言うようになりますが、最近になって近隣地区、周りの住民の方からいろいろ太陽光発電につきまして相談等を受ける件数が、ふえてきております。そういったこともありまして、県のガイドラインだけではなかなか縛りができない、指導ができないところがありますので、市の条例をつくって今後指導等を行っていく、適正な設置を促していくこととございます。

○古橋智樹委員長

税務課長 元木義和君。

○税務課長（元木義和君）

税務課から言わせていただきますと、まず太陽光発電設備については、経済産業省の許可をとって工事を実施していない場所が大分あります。それが去年、年度内に終わらないところは売買単価を下げるとか、許可を取り消すということがありまして、そういったことで前年度あたりまでに大分業者の方は設置を進めたと思います。

あと、税務課では、当初太陽光発電設備を設置した業者が倒産して、実際にはそのまま売電をしていて、倒産企業から買った企業が売電収入は得ているでしょうけれども、地主のほうには前の倒産した会社と契約だから、売電料といいますか、土地の賃借料も入らないといったトラブルも結構あったものですから、ある程度自然エネルギーについての要件は満たしたのではないかとということで、当課からも生活環境課へ話をしまして、今回廃止条例を提案した形になっております。

○古橋智樹委員長

副委員長と交代します。

[委員長交代]

○岡崎 勉副委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

2年前に一回改正していますよね。何を改正しましたか。あとは、規則も2回改正しているけれどもわかりますか。

○岡崎 勉副委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

すみません。ちょっと資料がありませんので、わかりません。

○岡崎 勉副委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

後で教えてください。

○岡崎 勉副委員長

委員長と交代します。

[委員長交代]

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

本議案に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんでしょうか。

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

反対討論です。

原発の是非も大きく問われている本県にあって、再生可能エネルギーの普及促進というのは、大きな意義がまだ道半ばで、十分あると思っております。その流れと逆行することになりますので、継続するべきだという観点から反対です。

○古橋智樹委員長

それでは、ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、異議がございませんので、起立によって、採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古橋智樹委員長

起立多数であります。

よって、本案は、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号 平成30年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）のうち、市民部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

初めに、市民協働課所管の予算につきまして、特に補足説明はございませんか。

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

それでは、一般会計補正予算にかかわります市民協働課分に関しまして、中泉課長より補足説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○古橋智樹委員長

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

それでは、補正予算の市民部のうちの市民協働課所管の分につきまして、最初に説明させていただきます。

議案集32ページの一番上です。

2款、1項、2目の03市民参画事業（政策）の19節まちづくりファンド助成事業補助金で143万5000円、同じく05男女共同参画推進事業（政策）の13節男女共同参画第三次計画業務委託で46万5000円、合わせて190万円の減額補正になります。まちづくりファンド助成事業補助金につきましては、当初予算では概算でとっておりましたが、事業額がほぼ確定したことによる事業残額分の減額補正になります。男女共同参画第三次計画業務委託につきましては、6月に入札をいたしまして、契約差金が出ておりましたが、委託業務がほぼ終了し、支払額が確定したことによる契約差金の減額補正になります。

説明は、以上でございます。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

質疑を終結いたします。

次に、生活環境課所管の予算につきまして、特に補足説明はございませんか。

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

続きまして、生活環境課、廣原課長より補足説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

平成 30 年度補正予算（第 7 号）生活環境課所管について説明いたします。

議案集の 36 ページをごらんいただきたいと思います。

4 款、1 項、6 目、05 公害防止対策事業（政策）で 128 万 8000 円を減額するものでございます。13 節委託料で、河川水質等調査業務委託、臭気測定調査委託、自動車騒音常時監視調査業務委託につきましては、契約差金を減額するものでございます。

同じ 09 一般廃棄物処理事業（政策）では、1 億 3108 万 1000 円を減額いたします。これにつきましては、13 節の委託料で家庭系一般廃棄物収集業務委託の契約差金として、841 万 4000 円の減額となります。

19 節の負担金、補助及び交付金の霞台厚生施設組合負担金では、1 億 2266 万 7000 円の減額となります。こちらにつきましては、資料をご用意いたしましたので、ごらんいただきたいと思います。霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設整備・運営事業建設工事でございます。

これまで新広域ごみ処理施設の支払い計画を平成 29 年度入札時の事業者提案に基づいた計画としておりました。こちらにつきましては、上段の表となります。契約の J V 業者からの提案内容をもとに、基本計画及び実施計画を進めてきたところでございます。これらの実施設計を踏まえ、全体事業費に変更はないものの、当初予定していた執行計画の年割額に変更が生じました。これにつきましては中段の表でございます。結果、下段のように、平成 30 年度の事業費は 5 億 4800 万円の減。平成 31 年度 17 億 6300 万円の減、平成 32 年度 23 億 1100 万円の増と変更になりました。それらを踏まえまして、次のページをごらんいただきたいと思います。平成 30 年度における整備費につきましては、13 億 3876 万 5840 円から 7 億 9065 万 5040 円と変更になりまして、5 億 4811 万 800 円の減額となりましたが、組合の歳入歳出を合わせるため調整が必要となりました。そのため、上段の変更前の負担金から、まず 5 期分と 6 期分を減額します。それでも清算し切れないため、負担金の一部を戻入することで清算することとし、下にある戻入額を構成市町に戻すことで清算することとしたものでございます。よって、平成 30 年度における当市の負担額につきましては、真ん中の表の 1 億 1025 万 4000 円と下の 1241 万 3000 円の合計 1 億 2266 万 7000 円を減額するものでございます。

議案集 36 ページに戻っていただきまして、続いて、22 世界湖沼会議サテライト事業（政策）につきましては、163 万 9000 円を減額いたします。世界湖沼会議につきましては、昨年 10 月に実施したところですが、当市としてもサテライト事業に参加し、5 月の帆引き船フェスタ並びに 9 月の講演会並びにシンポジウムを実施したところでございます。サテライト実行委員会に当初予算の補助金として 771 万 4000 円を計上したところですが、謝礼を多く見込んでいたことや、新聞折り込み手数料を市の広報としたこと、また負担金の減額などが主なものとなります。

続きまして、38 ページをごらんいただきたいと思います。

8 款、4 項、1 目、09 神立駅周辺整備事業（政策）ですが、65 万 9000 円を減額するものでございます。神立駅西口自転車駐車場整備事業を現在土浦市とともに実施しております。当市は負担金として土浦市に支出しているものでございます。今年度の事業としましては、仮設自転車駐車場及び立哨指導員報酬として実施したところですが、安く契約できたための減額となります。

説明につきましては、以上です。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

霞台厚生施設組合の負担金の減が、非常にわかりにくいですよね。資料の様式第14号(別紙1)で、ごみ処理焼却施設が125億4000万円を切り、リサイクルセンターが39億8000万、合計で165億2400万円ということですよ。これは私も一般質問で何回か言って、その後この中身としてはリサイクルセンターが異常に高い、当初設計予定価格33億円が約40億円になっていると批判をしました。そして、今度は平成30年11月14日にJVが提示したごみ処理施設焼却施設が128億円になって、リサイクルセンターが37億円になる。これ一体どういうことですか。何でこんなことになるのですか。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長(廣原正則君)

こちらにつきましては、先ほど説明したとおりでございます。霞台厚生施設組合の関係につきましては、最初の計画段階からその後調整会議等を経まして変更になったという説明を受けております。その内容につきましては、うちのほうではちょっとわからないということでございます。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

わからない。でも、普通は落札したときに工事内訳書を出しますよ。125億円というのは、もう議事録に載っていますよ。あと、残りはリサイクルセンターしかないです。何でこれが変更になったか、これもまたおかしいですよ。それも霞台厚生施設組合のほうでは、もうそのように調整したら、こうなったということだけで、あとそれ以上はわからないというご答弁ですが、そのことについてはもうこれ以上はわからないというしか答弁しようがないということですか。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長(廣原正則君)

申しわけございませんが、組合のことですので、ちょっとわかりません。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

これによって負担金は全然変わらないと思うけれども、そういう実際の疑惑の問題が出てくるということです。指摘をしたら変えるなんてとんでもないと思いますよ。

それから、減額の補正のことですが、第5期と第6期を当面外しておいて、なぜ総額を縮めたのですか。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長(廣原正則君)

減額の段階では、第4期まで支払いは済んでいたところでございますが、その後変更になりまして、まずは第5期と第6期分の分担金を減らすということでございます。それでも清算し切れなかったもので、さらにこれまで納めていた分担金の中から一部を返還していただくようなことでございます。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

だから、何で第5期と第6期をなくしたのですかという質問です。何で第5期と第6期が消えたのですか。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

何回も説明しますが、第4期までの分は支払っていました。実際にここで補正する段階で、第5期と第6期については支払いがなかったので、その分については減額したということになります。ただ、それだけでは清算し切れませんでしたので、さらに今まで払っていた額から返還をいただくようなことになっています。組合につきましても、継続費というか、繰越等を行ってもよかったわけですが、毎年このような形で清算をしている説明も受けていますので、その年度については返還をするということになります。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

いや、質問に答えていないよ。第5期と第6期を何で普通どおりに支払わないで、これを伸ばしたというか、清算をしたのですか。なぜですかと聞いているんですよ。

○古橋智樹委員長

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

課長からも説明ありましたように、今回お示しさせていただきました資料につきましても、霞台厚生施設組合からの提供されたものでございます。かすみがうら市としましては、一部組合からこのようにと言われて予算計上しているものでございます。これ以上のものは、ちょっと情報としては持ち合わせておりませんので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

22日に霞台厚生施設組合の議会がありましたよね。減額補正しました。減額補正した理由が明確ではないですが、私は実際にこの事業が予定どおりに今年度は進まなかったということではないですか。そのことも答えられないですか。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

そのようなことはないという説明は受けております。最終年度に持っていったのが、間違いないというわけですが、あくまで工期がおくれたわけではないという説明はいただいております。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

ちょっと関連してですが、2億七千六百万云々のお金がリサイクルセンターからごみ焼却場本体にお

金が移ったということですよ。内容が全然説明聞いていなくてわからないで、説明できないというのではあんまりではないですか。やっぱりそこは事情を聞いて、それで説明していただきたいです。わからないままで、言われたからこうなりましたでは、これは一部事務組合の話だからといって済まないのではないですか。事情を聞いて説明するぐらいするべきではないでしょうか。

○古橋智樹委員長

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

ご指摘いただいた件につきまして、私たちが一部事務組合のほうに、ある程度説明を求めておりますが、ここまでのものしか、私たちのほうには説明されていないのが、現状でございます。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

それではないようですので、質疑を終結いたします。

次に、国保年金課所管の予算につきまして、特に補足説明等がございますか。

市民部長 田崎清君。

○市民部長（田崎 清君）

それでは、国保年金課から補足説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○古橋智樹委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

それでは、国保年金課分の補正予算について説明をさせていただきます。

議案書 28 ページをお開きください。

歳入予算で、14 款、1 項、1 目民生費国庫負担金の 5 節国民健康保険事業費負担金になります。保険基盤安定負担金の支援分の基準額確定に伴い、5 万 8000 円の減額補正をするものです。

次に、29 ページになります。

15 款、1 項、1 目民生費県負担金の 4 節国民健康保険事業費負担金になります。国庫支出金と同様に、保険基盤安定負担金の支援分は減額になりますが、保険税軽減分の基準額は増額になったことから、151 万 5000 円の増額補正をするものです。

次に、その下の 5 節後期高齢者医療事業費負担金になります。保険基盤安定負担金の基準額確定に伴い、105 万 5000 円の減額補正をするものです。

次に、15 款、2 項、2 目民生費県補助金の 3 節医療福祉費補助金になります。これはマル福事業の県補助金対象経費である医療費が減額になることから、963 万 5000 円の減額補正をするものです。

以上が、歳入予算になります。

続きまして、歳出予算に移ります。

議案書 34 ページをお開きください。

中ほどの 3 款、1 項、1 目社会福祉総務費で、説明欄の 13 国民健康保険特別会計繰出事業として 194 万 2000 円の増額補正をするものです。理由としましては、保険基盤安定負担金の基準額確定に伴い、国庫支出金と一般会計負担分を合計した額を国保特別会計に繰り出しするものです。

次に、5 目医療福祉費で、マル福事業の医療費に不用額が見込まれることから、500 万円を減額補

正するものです。

次に、6目老人医療費で、説明欄の03後期高齢者医療事業として334万8000円を減額補正するものです。理由としましては、茨城県後期高齢者医療広域連合の運営負担金が減額になることから、広域連合負担金を194万2000円減額するのと、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の基準額確定に伴い、後期特別会計への繰出金140万6000円を減額補正するものです。

以上が、国保年金課分の説明になります。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

医療福祉費の県補助金が500万円不用額だと言っていますが、これちょっと教えてください。不用額というのは、それだけ医療費がかからなかったということですか。

○古橋智樹委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

当初予算におきましては、多少多目にいわゆる県補助分の医療費を見込んでおりましたけれども、今まで行った実績プラス今後の見込みを試算しまして、その結果扶助費である医療費が余るような見込みでしたので、今回減額ということで補正をしております。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

引き続き、後期高齢者医療広域連合の負担金の減は、どういう理由ですか。

○古橋智樹委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

広域連合の運営費負担金の減でございますけれども、当初予算で広域連合のほうで県内市町村のほうに標準システムを設置しております。そのハードの交換の時期がありまして、その分広域連合のほうで予算を見ておりました。その分が経費確定に伴い減額になったことにより、各市町村の運営費負担金はその分減額になったという理由でございます。

以上です。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

これは、そういうコンピューターの差額というか、契約差金みたいなものでマイナスになったということよろしいですか。ハードだけ、ソフト面ではないということですね。

○古橋智樹委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

ただいま佐藤委員が言われたことで間違いありません。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

それではないようですので、議案第 16 号のうち、市民部の質疑を終結いたします。

次に、議案第 17 号 平成 30 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）のうち、市民部並びに保健福祉部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

初めに、国保年金課所管の予算につきまして、特に補足説明等はございませんか。

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

続きまして、議案第 17 号につきまして国保年金課、君山参事より補足説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○古橋智樹委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

議案第 17 号 平成 30 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明をさせていただきます。

議案書 42 ページからになります。補正総額は、585 万円の減額になります。

それでは、歳入予算から説明をさせていただきます。

議案書 47 ページをお開きください。

1 款、1 項、1 目一般被保険者国民健康保険税、2 目退職被保険者等国民健康保険税の合計で 779 万 2000 円の減額補正をするものです。

次に、6 款、1 項、1 目一般会計繰入金で、194 万 2000 円の増額補正をするものです。理由としましては、保険基盤安定繰入金の基準額確定に伴うものです。

次に、歳出予算になります。

議案書 48 ページをお開きください。

6 款、1 項、1 目特定健康診査等事業費で、480 万円の減額補正をするものです。理由としましては、特定健診の受診者が確定したことに伴い、委託料を減額するものです。

次に、8 款、1 項、1 目一般被保険者保険税還付金で、105 万円の減額補正をするものです。理由としましては、不用額が見込まれることから減額をするものです。

説明は、以上になります。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、国保年金課所管につきまして、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

歳出が確定したというのが、逆に歳入のほうで調整したという中身ではないですか。特定健診事業委託料がマイナスになった。大体歳出のほうから決めて、歳入で調整するというのは国保特別会計の中身ですが、いかがですか。

○古橋智樹委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

ただいま佐藤委員からありましたように、歳出のほうを固めて、歳入で調整したというような今回の補正内容になってございます。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

ないようでございますので、国保年金課所管の質疑を終結いたします。

次に、健康づくり増進課所管の予算につきまして、特に補足説明等はございませんか。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

それでは、議案第17号のうち、保健福祉部の所管分について、健康づくり増進課長から補足説明をいたします。

○古橋智樹委員長

健康づくり増進課長 木村俊夫君。

○健康づくり増進課長（木村俊夫君）

それでは、健康づくり増進課に関します補正予算内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案集48ページをお開きしていただきたいと思います。

48ページ、一番上の段でございます。

6款、1項、1目特定健康診査等事業費で480万円の減額を予定して補正させていただくという内容でございます。内容につきましては、特定健診受診者の数が昨年と同様で、当初予算で若干多目に見ておりまして、数値的には昨年度と同様の数値になってございます。そういった部分で若干多目に見た部分を減額補正させていただく内容でございます。

さらに、保健指導といったものを保健センターの職員で行っておりまして、その中で一部委託費が減額できたという形でございます。

説明は、以上です。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

受診向上に向けた予算だろうと思います。それで、予定どおりではなくて、従来どおりだったということですが、何か目標値は持っていらっしゃるのですか。

○古橋智樹委員長

健康づくり増進課長 木村俊夫君。

○健康づくり増進課長（木村俊夫君）

数値的には、約50%程度受診率を上げたいということで考えておりますけれども、今現在40%台を行ったり来たりという形になっております。50%以上、最終的には60%程度に持っていきたいという

ことで考えております。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

それでは、ないようでございますので、本議案に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 18 号 平成 30 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

市民部から、特に補足説明等はございませんか。

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

議案第 18 号に関しまして、国保年金課、君山参事より補足説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○古橋智樹委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

議案第 18 号 平成 30 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について説明をさせていただきます。

議案書 49 ページからになり、補正総額は 1208 万 6000 円の増額になります。

それでは、歳入予算から説明をさせていただきます。

議案書 54 ページをお開きください。

1 款、1 項後期高齢者医療保険料の特別徴収分、普通徴収分につきましては、決算見込みを試算したところ増収が見込まれることから、1349 万 2000 円の増額補正をするものです。

次に、3 款、1 項、3 目保険基盤安定繰入金につきましては、繰り入れ基準額の確定に伴い 140 万 6000 円の減額補正をするものです。

次に、歳出予算になります。

議案書 55 ページをお開きください。

2 款、1 項、1 目後期高齢者医療広域連合納付金で、1208 万 6000 円の増額補正になります。内容としましては、説明欄にありますように被保険者保険料分の増収分として 1349 万 2000 円を増額し、

保険基盤安定納付金として 140 万 6000 円を減額するものです。

説明は、以上になります。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古橋智樹委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時21分

再 開 午後 2時32分

○古橋智樹委員長

会議を再開いたします。

次に、議案第 22 号 平成 31 年度かすみがうら市一般会計予算のうち、市民部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

初めに、市民協働課所管の予算につきまして、次年度の課題等を含めましてご説明いただきたいと存じます。

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

それでは、議案第 22 号 平成 31 年度かすみがうら市一般会計予算に係ります市民協働課分に関しまして、中泉課長より説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○古橋智樹委員長

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

それでは、市民協働課分の予算の説明をさせていただきますと思います。

最初に、重点事業につきまして説明をさせていただきます。

予算書 43 ページの真ん中あたりに、2 款、1 項、14 目の 13 移住定住・結婚支援事業（政策）でございます。

これは、従来の結婚支援事業（政策）を拡充いたしまして、そこに市民参画事業（政策）にあった移住定住に関する予算を加えて再構築した事業で、考え方としてはほぼ新規事業となるかと思えます。移住定住の観点から、従来のカップリングパーティーだけでない総合的な結婚支援に取り組めるよう、婚活サポートセンターを開設する準備を進めております。人口減少、少子高齢化時代の現在、結婚は本人やその家族だけの問題ではなく、地域全体の問題であるという観点で取り組むものでございます。具体的な内容、予算につきましては、後ほど説明をさせていただきたいと思えます。

それでは、予算の説明でございます。

まずは、歳入になります。

予算書 20 ページ、下から 3 つ目です。

16 款、2 項、5 目の茨城県消費者行政強化事業及び推進事業費補助金となります。

これは、消費者庁からの無償貸与による放射能測定器の保守点検と実際の測定にかかわる人件費及び小中学生を対象といたしました消費者教育出前授業に対するの補助を受けております。前年度予算額比 40 万 6000 円の減額となった主な理由といたしまして、放射能測定器保守点検委託に係る費用に対するの補助率が、100%から 2 分の 1 に減ったことが一番大きな理由となっております。

続きまして、歳出となります。

平成 31 年度予算を組むに当たりまして、事業内容に応じて事業の組み替えや名称の変更、新しい取り組みの組み入れなどを行っておりますので、単純な比較は若干難しい部分もございますけれども、事業の概要、前年度比較増減となった理由など、政策経費のみ説明をさせていただきます。

最初は、32 ページの真ん中です。

2 款、1 項、2 目、03 市民活動支援事業（政策）でございます。

まちづくりファンド助成事業、緑化推進協議会など、市民参画意識の向上と参加機会の拡充を図り、多くの市民の方がまちづくりの担い手として、地域の課題に対してみずから行動する機運を高め、市民と行政による協働のまちづくりを推進することを目標にしております。平成 30 年度の市民参画事業（政策）をベースにしておりますが、移住定住に関する予算を移住定住・結婚支援事業（政策）へ、市政懇談会に関する予算を広聴事業（政策）へ移行してございます。平成 30 年度の市民参画事業との比較で 3,669 万 7,000 円の増となりましたのは、平成 25 年度末に M I N T 機構が拠出した資金により造成いたしました基金による「まちづくりファンド」のハード事業につきましては、その資金の預託期限が平成 30 年度に認定された事業まで、その後の残額は M I N T 機構に返還となっておりますので、平成 30 年度は最終年度ということで、幾つのかの団体と協議、調整を進めまして、平成 30 年度中には、3 つの市民団体が事業認定となる予定となっております。その認定事業の申請予定額を平成 31 年度予算計上したことによる増額となっております。

その下にいきまして、05 男女共同参画推進事業（政策）となります。

平成 30 年度に策定をしております第 3 次男女共同参画計画に基づき、推進する具体的かつ実行的な意識啓発や社会参画のための事業と、その進行管理に関する予算となっております。男女共同参画普及啓発チラシや第 3 次計画概要版の印刷製本費、また男女共同参画に関する講座の講師謝礼が主な支出となっております。前年度比 87.7%の減となりましたのは、第 3 次男女共同参画計画の策定業務が平成 30 年度で終了となるためでございます。

その下にいきまして、08 広聴事業（政策）となります。

広く市民の方から意見や提言を受け入れるための取り組みに対するの予算となっております。市政懇談会も平成 30 年度の市民参画事業（政策）から移行しております。また、市政懇談会に加えまして、

市長と話し合いミーティング事業の拡充に努めたいと考えております。これは5名以上の団体もしくはグループで、市長と話してみたい、意見を言いたいという方を募りまして、市長と自由に話し合ってもらおうというものでございます。平成30年度は東風高校の高校生を対象に行いましたが、いろいろな世代やいろいろなグループの方にご参加いただければと考えております。前年度比725%増となりましたのは、市民提案制度の用紙や市政懇談会宣伝チラシの印刷代を計上したためでございます。

続きまして、40ページの一番上になります。

2款、1項、10目、03自治振興事業（政策）でございます。

行政区が自主的に取り組むコミュニティ活動に対し、市が支援していくもので、従来の地域集会施設やお祭り用品の整備など、ハード事業に対しての補助金に加えて、平成31年度からは新規事業といたしまして、例えば行政区で取り組むサロン活動、健康増進活動、小さいイベントの開催など、行政区内の交流を目的に取り組むソフト事業に対して、行政区コミュニティ活動補助金を制定し、交付できるよう予算計上させていただいております。前年比皆増となりましたのは、1点目として、平成30年度に同事業内で山車整備のための補助金を交付したコミュニティ助成金につきましては、採択時期の関係で、毎回6月補正で対応するため、当初予算には計上されていなかったこと。また今ご説明いたしました行政区コミュニティ活動補助金55万円が新規計上となったこと。そして、平成31年度は平成30年度予算計上のなかった地域集会施設整備補助金の予定があることなどが理由でございます。

続きまして、最後になります。43ページの真ん中あたりになります。

先ほど、重点事業のところでお話をさせていただきました、13移住定住・結婚支援事業（政策）でございます。先ほどご説明いたしました婚活サポートセンターにおきましては、結婚相談会、結婚希望者のセンターへの登録、お見合いカップリングパーティー、婚活のサポート講座、婚活サポートセンター便りの発行などに取り組んでまいります。また、婚活サポートセンターへの登録やカップリングパーティーをきっかけにつき合いましたカップルの方や、結婚したカップルなどに対して補助金や奨励金の交付などを行います。現在、婚活サポートセンター開設の準備ということで、ことしの1月から毎月第2土曜、第4日曜日の午後に、現在結婚相談会を実施しているところでございます。

また、移住支援の取り組みといたしまして、従来の空き家バンクリフォーム補助金に加えまして、県からの補助金、地方創生移住支援金を新設しております。また、平成30年度移住体験ツアー参加者や、今後この移住定住結婚支援事業をきっかけに移住される方を対象にした家賃補助の整備を進めてまいりたいと考えております。移住希望者への本市のPRといたしまして、本市の紹介冊子の作成や移住通信事業と称しまして、移住希望者に対して、定期的にメールや郵便で情報を送る取り組みを始めたいと考えております。定住事業人口の前段といたしまして、関係人口の増を目指してまいりたいと考えております。また、ほかの市で取り組む先進事例の調査や視察、関係機関、市内企業や各種団体、市民からの意見聴取などを通して、今後の移住に関する取り組みや、受け入れのための制度、システム、組織づくりなどを検討してまいりたいと考えております。

市民協働課からの説明は、以上でございます。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時44分

再 開 午後 2時47分

○古橋智樹委員長

会議を再開いたします。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

田谷委員。

○田谷文子委員

43 ページをお尋ねします。

今までにカップリングパーティー、婚活での出会いの中で、補助金をいただいたカップルは、何組ぐらいありますか。

○古橋智樹委員長

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

昨年度までカップリングパーティーで、カップルにはなるけれども、その後の追跡が全然できていないということがございまして、今年度から、今まではカップル成立時点でお渡ししていた品物を、半年記念日、1年記念日という形でお渡ししながら報告をしてもらう形に、ことし変えましたところ、7月にカップルになった方の1組の方が1月に報告に来てくださって、その後の経過について随時話を聞いているところです。そのときに、記念品といたしまして、半年記念でディズニーリゾートペアチケットを差し上げております。飛んで1年後には、またちょっとした食事券を差し上げて、それがもし結婚になったときには、前からありました結婚奨励金10万円を差し上げるような流れにはなっております。

○古橋智樹委員長

田谷委員。

○田谷文子委員

今までに、このカップリングパーティーに出席した方は、どれぐらいいるのですか。

○古橋智樹委員長

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

ことしで言えば、男性、女性15名ずつ30人で3回やっております、ただ1回は女性が5名ほど集まらなかったもので、全体が85名になっております。

ただ、ことしに関して言うと、土浦市と合同でやったり、行方市と合同でやったりという形がございましたので、ちょっと今市民の方が何名かは出せないですけれども、大体半分はかすみがうら市民の方だと思います。

○古橋智樹委員長

田谷委員。

○田谷文子委員

それで、結婚まで行き着いた方は、いらっしゃらないのですか。

○古橋智樹委員長

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

先ほどご説明したとおり、7月にカップリングパーティーに参加されて、カップルになった方が半年記念に来ていただいて、ここで話ししていいかどうかですけれども、相手の親の方に、この前初

めて挨拶に行つて来ましたというご報告は受けております。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

自治振興事業（政策）の地域集会施設整備費補助金の中身を教えてください。

○古橋智樹委員長

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

来年度につきましては、一つの集落で地域集会施設の改修に伴いまして、588万3,000円の補助金を出すということになっております。

実際には、上高谷行政区ということになっております。

○古橋智樹委員長

川村委員。

○川村成二委員

婚活サポートセンターを次年度から設立するわけですが、この体制と拠点はどこに置くのかお願いします。

○古橋智樹委員長

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

この婚活サポートセンターに関しては、常陸太田市が大分長い間やっていて、大変うまくいっているのでも、そこを参考にしてはいますけれども、やはり職員だと毎年毎年異動してしまい、なかなか継続性は持てないということで、臨時職員でもいいので長く勤める方を見つけたほうがいいということで、2名から3名、実際には今やろうとしているのは水曜日と日曜日ですけれども、臨時職員の方2名についていただいて、進めていこうと考えております。

場所につきましては、今のところ考えているのは、市民協働課がある霞ヶ浦庁舎の消費者センターが、水曜日は毎週お休みになっていますし、また土日もお休みになっておりますので、ことしに関しては消費者センターの場所に、婚活サポートセンターをオープンして、個人情報を守りながら、その施設を供用していく形で進めてまいりたいと思っております。

○古橋智樹委員長

川村委員。

○川村成二委員

そうしますと、臨時職員が2名でやるということですが、この相談員の賃金133万円が、この2名分から3名分に相当するという認識でよろしいでしょうか。

○古橋智樹委員長

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

そのとおりでございます。

○古橋智樹委員長

川村委員。

○川村成二委員

あと1点、やはり婚活サポートは以前もあって、なくなったという背景には、個人情報とうまく管理できていなかったのと、そのサポートをする人が、相手に対して報酬を求めるようなことがあったと以前聞いたことがあります。今後、このサポートセンターはどのように管理するのか、個人情報も含めて、臨時職員も含めて、体制づくりというのはしっかりできるのでしょうか。

○古橋智樹委員長

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

基本的には、前にそういった結婚相談事業がなくなった理由として、結局仲人業の方とそういったボランティア的な方がまざってしまって、個人情報が守れなかったという話を聞いておりますので、そういった民間の仲人業も含めて、民間の方との差別化はしっかり図って行って、臨時職員の方はそういう意味で成功報酬は出さずに、時給という形で支払うことになっております。もしそれでまとまったとしても、そこに対しての報酬は全く支払わない形になります。

それと、今のところ結婚相談会を先ほどやっているとお話をさせていただきました。われわれ職員が、第2土曜日と第4日曜日の2日間、今やっていますけれども、毎日4組募集して、大体みんな埋まってしまう状態でやっています。けれども、だんだんそれが少なくなってきたときにどうするのかということで、婚活応援ボランティアという制度もつくっております。それは完全にボランティアで協力をしていただく方を募集して、それは誰でもというよりは、ちゃんと個人情報などを守れるような方を選別させていただいて、そういった方をお願いをしようという考えもございます。

○古橋智樹委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

同じ13 移住定住・結構支援事業（政策）ですけれども、移住体験イベント業務委託の概要と業務委託先を教えてください。

○古橋智樹委員長

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

これにつきましては、市民や市民団体、市内企業の参加による組織を立ち上げて、移住に関する取り組みの受け入れのための制度やシステム、プログラムなどを検討していくことと、あと今年度移住体験ツアーを実施させていただきましたので、その参加者の方や、またふるさと回帰センターというところが東京にありますけれども、そういったところを利用して、希望者に対して移住推進事業や移住生活体験事業などを取り組むといった組織を立ち上げて、委託をしたいと考えております。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

移住体験の中で、家賃補助があったと思いますが、家賃補助とはどういう中身でしょうか。教えてください。

○古橋智樹委員長

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

実は、4月までにそういった要綱をつくるように準備を進めていましたけれども、いろいろ補助金の問題だとか奨励金の問題で、ちょっと間に合わないような状態になっています。けれども、今考えているのは、平成30年度に移住体験ツアーに参加された方、または今までカップリングパーティーに参加された方や今回婚活サポートセンターに登録された方が、この事業の中で結婚して、家を借りて、かすみがうら市に住んでもらえる方に対しての家賃補助という形で予算化させていただいております。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

予算化というのは、どれが予算化になっているのですか。それで、新婚さんの家賃補助はどの程度を考えていらっしゃるのですか。

○古橋智樹委員長

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

移住支援事業費補助金100万円になります。もともと空き家バンク利用者リフォーム補助がございまして、それが1件当たり20万円を2件分、40万円をとっております。移住体験ツアーによる移住者家賃補助、もしくは移住定住結婚支援事業等にかかわる結婚者はもう移住の一つと考えておりますので、そういった方に対しての家賃補助ということで、月々1万円掛ける12カ月掛ける5人という形で60万円とっております。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

それでは、市民協働課に対する質疑を終結いたします。

次に、生活環境課所管の予算につきまして、次年度の課題等を含めまして、説明をいただきます。

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

それでは、廣原生活環境課長より説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

それでは、生活環境課の説明をさせていただきたいと思います。

まず、新年度予算の重点事業でございます。

地域安全対策事業としましては、安全安心なまちづくりを推進するため、防犯カメラの設置を来年度においても3カ所に設置し、防犯対策を図ってまいります。

続きまして、一般廃棄物処理事業としましては、霞台厚生施設の新広域ごみ処理施設建設に伴う負担金を計上しており、来年度においては、今年度に引き続き、焼却等、リサイクル等とともに、基礎、地中梁工事や建築建屋工事、またプラント工事にも着工します。また、一般廃棄物処理基本計画につきましては、来年度中間目標年次としており、見直し時期であるため、災害廃棄物処理計画と合わせて、基本計画策定業務の委託料などを計上させていただいております。

神立駅周辺整備事業につきましては、土浦市とともに平成 29 年度から進めております神立駅西口自転車駐車場整備事業が来年度本体工事を行います。平成 31 年度末には竣工予定となっております。

重点事業につきましては、以上です。

内容について、説明をいたします。

歳入から説明をします。

予算書 14 ページをごらんいただきたいと思います。

12 款、1 項、1 目、1 節交通安全対策特別交付金ですが、700 万円の収入となります。これにつきましては、総務省からの交通安全にかかわる特別交付金で、交通反則金制度に基づき納付される反則金収入を原資としまして、地方公共団体が行う交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付されるものでございます。

続きまして、16 ページをごらんいただきたいと思います。

14 款、2 項、3 目、1 節犬取扱手数料となります。こちらについては、犬の登録手数料、狂犬病予防、注射済み票交付手数料などの計上であり、102 万円の計上となっております。

続きまして、2 節廃棄物処理業許可申請手数料ですが、一般廃棄物処理許可に係る申請手数料であり、7 万 2000 円の計上であります。また、土地の埋立て等許可申請手数料については、2 万 2000 円の計上となっております。

続きまして、18 ページをごらんいただきたいと思います。

15 款、2 項、3 目、1 節循環型社会形成推進交付金については、1097 万 2000 円の計上となります。合併浄化槽設置の際の国庫補助金であり、計画基数としては 5 人槽 22 基、7 人槽 34 基、12 人槽 4 基を合わせ、60 基分の計上となります。また、環境省は、来年度より浄化槽にかかわる補助金について、制度の見直しを図っているところであり、来年度の補助については補助制度の変更方針が示されております。変更のポイントとしましては、単独浄化槽やくみ取り便槽から、合併処理浄化槽への転換に予算を重点化していく方針であり、合併処理浄化槽からの更新は補助の対象から外していくことなどとしていきます。しかし、平成 31 年度においては、激変緩和策として、補助を実施することとしており、平成 32 年度から変更となる予定となっております。

同じく 9 目、1 節社会資本整備総合交付金の地域住宅支援交付金 257 万円のうち、生ごみ処理容器等補助金としまして 6 万 7000 円を計上しております。

続きまして、19 ページをごらんいただきたいと思います。

16 款、2 項、1 目、1 節の百里飛行場航空機騒音対策事業補助金ですが、5 万円を計上しております。百里飛行場航空機の騒音対策事業補助金であり、騒音対策等に係る補助金になっています。

続きまして、20 ページをごらんいただきたいと思います。

16 款、2 項、3 目、1 節の浄化槽設置整備事業費補助金については、2182 万 3000 円の計上となります。これについては、先ほどの国庫補助金と合わせ、県からの浄化槽の補助金であり、県については基本額 4 分の 1 となります。また、茨城県森林湖沼環境税を原資とした県の上乗せ分も含まれております。

同じ 3 目、1 節保健衛生費補助金で、自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金に 50 万円の計上となります。こちらは県からの補助金でありまして、家庭用燃料電池システム及び定置用リチウムイオン蓄電システム設備の設置補助金となります。県からは 1 基当たり 5 万円を限度としまして、10 基分 50 万円の計上となっております。

続きまして、23 ページをごらんいただきたいと思います。

19 款、1 項、2 目、1 節霞ヶ浦水質浄化対策基金繰入金のうち、浄化槽設置整備事業については、768 万 4000 円の計上でございます。霞ヶ浦地区において、浄化槽を設置した場合の市からの補助金につきましては、霞ヶ浦水質浄化対策基金から繰り入れをしているものでございます。

歳入については、以上です。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

39 ページをごらんいただきたいと思います。

2 款、1 項、8 目、03 交通安全対策事業（政策）で、1819 万円の計上となります。昨年度と比較しますと 15 万円の減、マイナス 0.8%となります。委託料としまして、防犯灯 LED 化業務委託に 1431 万 7000 円で計上しております。平成 27 年度に市内の防犯灯全灯を、防犯灯 LED 化事業の工事を実施し、工事及び管理費を、平成 28 年度以降 10 年間に分けて支払うものであります。

また、工事請負費につきましては、交通安全施設工事として、カーブミラー、路面表示設置工事などに 265 万 3000 円の計上となっております。

防犯灯設置補助金につきましては、50 万円の計上です。地域の防犯灯設置補助金として、1 基当たり工事費の 2 分の 1 を対象とし、上限は 1 万円。または専用柱に設置した場合の上限は 1 万 5000 円補助しております。

また、交通安全推進活動補助金としまして、3 つの団体に 72 万円の補助金を計上してございます。

続きまして、同じページで、2 款、1 項、9 目、03 地域安全対策事業（政策）につきましては、332 万 3000 円となっております。昨年度と比較して 38 万 2000 円の減で、マイナス 10.3%となります。

主な計上としましては、空き家対策として、空家等対策協議会委員の謝礼 11 万 4000 円や、空き家対策のための印刷製本費などがございます。また、市内の防犯対策を目的としまして、防犯カメラ等機器の購入 285 万円を計上いたしております。市内の 3 カ所に設置をし、双方向で各 2 台、6 台の設置を予定してございます。

続きまして、43 ページをごらんいただきたいと思います。

2 款、1 項、14 目、07 百里基地周辺対策事業（政策）につきましては、10 万円の計上となっております。昨年度と同額であり、百里飛行場周辺の航空機騒音軽減のための住宅防音工事の補助金となっております。

続きまして、69 ページをごらんいただきたいと思います。

4 款、1 項、1 目、11 浄化槽設置整備事業（政策）で、4471 万円の計上となっております。こちらは昨年度と同額となります。下水道事業及び農業集落排水事業が企業会計となったため、所管課が変わっており、当課にて計上をするものでございます。19 節の負担金、補助及び交付金で、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業計画区域以外の方が合併浄化槽を設置した際の補助金 4471 万円となります。計画基数としましては、60 基となります。

続きまして、72 ページをごらんいただきたいと思います。

4 款、1 項、6 目、03 環境美化事業（政策）について説明をいたします。

167 万 4,000 円の計上で、昨年度と比較しますと 8 万 4000 円の増、5.3%の増となっております。年 3 回の一斉清掃時のポリ袋等の消耗品費に 23 万 4000 円、同じく一斉清掃時の保険料の役務費に 6 万円、市内一斉清掃収集業務委託につきましては、138 万円を計上してございます。

続きまして、05 公害防止対策事業（政策）につきましては、市内の環境を継続的に監視する意味から、市内の河川水質、地下水、工場、事業者排水、ゴルフ場の農薬、土壌の現状を把握することにより、水質環境の保全を図ることを目的としていまして、573 万 7000 円の計上となっております。昨年

度と比較しますと 105 万円の増、22.4%の増となります。主な計上としましては、河川水質等調査業務委託 276 万 4000 円や、悪臭防止法に基づいた年 1 回 3 カ所の臭気測定を行う臭気測定調査委託 87 万 5000 円、自動車騒音常時監視調査業務委託に 81 万 9000 円の計上となっております。また、新規としまして、地下水観測器としまして 123 万 8000 円を計上しております。清水区にある神立・千代田工業団地地下水観測井戸の水位計の老朽化により更新をし、デジタル化を行い、検査制度の向上と事務の簡素化を図ります。

続きまして、73 ページをごらんいただきたいと思います。

09 一般廃棄物処理事業（政策）で、14 億 2114 万 9000 円の計上となります。昨年度と比較しますと 8 億 289 万 9000 円の増、プラス 129.9%となります。主な計上としましては、家庭ごみ集積所ラベルシールやごみ分別カレンダーの印刷等の需用費に 14 万 9000 円、ごみ収集委託料の家庭系一般廃棄物収集業務委託 1 億 2238 万 7000 円、来年度見直し時期である一般廃棄物処理基本計画策定業務委託に 1050 万円、新治地方広域事務組合衛生費負担金としまして 2 億 2259 万 5000 円、霞台厚生施設組合負担金としまして 10 億 6551 万 8000 円となっております。

新治地方広域事務組合の負担金としましては、環境クリーンセンターにおける修繕費や維持管理費などが主なものであり、昨年度と比較しますと 1963 万 1000 円の減となっております。また、霞台厚生施設組合負担金の主な経費としましては、新広域ごみ処理施設整備費及び設計施工管理、周辺道路等整備費、関連施設に関する費用などが主なものです。先ほども説明いたしました、平成 31 年度における新広域ごみ処理施設の工事につきましては、焼却等、リサイクル等とともに、基礎地中梁工事や建築建屋工事、またプラント工事にも着工いたします。周辺道路については延長 1 キロメートル、片側歩道つき幅員は 7.835 メートルとなります。工事につきましては、平成 31 年度、平成 32 年度で実施をします。また、還元施設の進捗状況ですが、現在地域還元施設等整備基本構想を策定している段階であり、2 月にはパブリックコメントを実施したところです。平成 31 年度においては、測量及びボーリング及び基本計画実施設計を実施していきます。

続きまして、11 リサイクル推進事業（政策）としましては、159 万 5000 円の計上となります。昨年度と比較しますと 25 万 5000 円の増、プラス 19%となります。主な支出としましては、ごみ減量推進会議委員謝礼 10 万円やかすみがうら祭での啓発品、また EM ぼかし容器の消耗品費に 39 万 5000 円、資源物回収事業費補助金 90 万円、生ごみ処理機等補助金に 20 万円となっております。消耗品費の EM ぼかし容器等につきましては、来年度において初めての試みではありますが、ごみ減量化の推進講習としまして、EM ぼかし菌を利用した講習会を予定しております。その講習者に対し、EM ぼかし菌やバケツを配布し、ごみ減量化の啓発を図ってまいります。

続きまして、13 環境保全推進事業（政策）は 100 万円の計上となっております。昨年度と比較しますと 20 万円の増、プラス 25%となっております。家庭用燃料電池システム及び定置リチウムイオン蓄電システム設備の設置補助金となっており、1 基当たり 10 万円を補助するものでございます。来年度は県の補助金が最終年となることから、2 基分を増額するものとしております。

続きまして、15 霞ヶ浦関係保全事業（政策）となります。主な支出としましては、家庭排水推進協議会補助金として 20 万円を計上しております。昨年度と比較しますと 12 万円の増、プラス 150%となります。平成 31 年度におきましては、世界湖沼会議が昨年度終了し、今年度の継続事業として水質改善に資する事業を展開することとして、昨年度の 8 万円から増額し、20 万円とするものでございます。

続きまして、90 ページをごらんいただきたいと思います。

8 款、4 項、1 目、09 神立駅周辺整備事業（政策）のうち、19 節の神立駅西口自転車駐車場整備事業負担金であり、昨年度と比較すると 2870 万 3000 円の増、プラス 782.5%となります。神立駅周辺整備事業に合わせ、土浦市が実施する自転車駐車場整備に 3237 万 1000 円を負担金として支出するものでございます。こちらにつきましては、資料を用意しましたのでごらんいただきたいと思います。

資料としましては、神立駅西口自転車駐車場整備事業実施計画内訳書(平成 29 年から平成 31 年度)でございます。A4 の横のもので、自転車駐車場整備事業につきましては、平成 29 年度から土浦市が実施しており、本市としましては利用者割 45%を負担金として支出するものとしております。平成 30 年度における当市の支出としましては、表のうち、仮設自転車駐車場 612 万 3600 円及び立哨指導員委託 56 万 1050 円の 2 つのうち、負担割合の 45%である 300 万 8092 円を支出してございます。平成 31 年度の事業としましては、表のうち、立哨指導員委託 93 万 3175 円、自転車駐車場の新築工事 6495 万円、仮設自転車駐車場 605 万円の撤去が支出となりまして、そのうち 45%の 3236 万 9928 円が当市の負担金となっております。

次のページからは、自転車駐車場の位置図を添付してございます。延床面積につきましては、626.06 平方メートル、建築面積につきましては 321.75 平方メートルであり、2 段サイクルラックで上屋つきの設計でございます。自転車が 527 台、原付 15 台を収納するものとしております。

私からの説明は、以上でございます。

○古橋智樹委員長

以上で、説明がおわりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

川村委員。

○川村成二委員

神立停車場線ですが、来週一応開通されますけれども、既に開通済みの神立停車場線、ショッピングモールの脇の道路には防犯灯がついております。来週開通する停車場線には、現時点で一切街路灯がついていないですけれども、これは交通安全対策事業としての取り組みは考えているのでしょうか。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

道路灯等がついていないことは把握しておりまして、私のほうは、防犯灯という関係ではありますが、今後道路課等と相談しながら、その辺の対策については協議していきたいと考えております。

○古橋智樹委員長

川村委員。

○川村成二委員

今現在では、市の方針として道路課か市民部かわかりませんが、設置することは考えて、最終決定はまだしていないという状況です。これから検討していくという段階ですか。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

そのとおりでございます。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

合併浄化槽が今度は市民部、生活環境課に移ったということですが、60基というのは毎回毎回60基で、下水道課がお話しましたけれども48基ぐらいでとどまり、申し込みがないようなことを言っていました。今までの有利な制度だと思いますが、この有利な制度を平成31年度で打ち切って、新たな制度にするようなことをおっしゃったと思います。特に設置する立場に立ったら、どれだけの負担になってしまうのか、その辺はわかりますか。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

先ほど説明しました環境省の制度の変更という点でございますが、こちらにつきましては、単独浄化槽からくみ取り便槽からの合併処理層への転換を重点にしていくということでございます。合併処理層からの方針、合併処理層から合併処理層への方針は、基本的には補助の対象から外れていくということをおっしゃっているところでございまして、平成31年度につきましては、この辺は実施して、平成32年度から実際には変わっていくような方針でございます。その他につきましては、現在詳細についてはわかっておりませんが、今後その辺のところも国から示されてくるかと思っております。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ですから、新しく例えばくみ取りというか、それから合併浄化槽に移る人は、従前どおりのような言い方だと思います。今、合併浄化槽を使っているのを、また新たな高度化の合併浄化槽にする。それは下水道に接続できないから新たに作る人たちは、対象にならないということですか。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

下水道地区に設置する場合には、対象ではございません。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

私が言ったのは、下水道に接続すれば別に問題はないです。ただ、下水道がなくて、今まで単独浄化槽をやっていたけれども、リニューアルするのはリニューアルしても、これまでは補助事業の対象になっていたでしょう。そうすると、今度は補助対象にならないのかという質問です。

○古橋智樹委員長

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

すみません。少しお時間をいただきたい。

○古橋智樹委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時24分

再 開 午後 3時25分

○古橋智樹委員長

会議を再開いたします。

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

申しわけありません。下水道地域外の件かと思いますが、その中で、合併処理層から合併処理層に変わる場合には、補助対象とならないということでございます。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

そういう点でも、新しく高度処理合併浄化槽ができていて、それが結構霞ヶ浦地区では進んでいたのかと思います。それがなくなると、ちょっと後退するような感じがします。それは今からの話ですから置いといて、やっぱりそういうのは進めていかななくてはいけないかと思います。

それで、霞台厚生施設組合の負担金ですけれども、ころころ変わるといっていますが、今お示ししてもらいましたこういう表があるでしょ。1期、2期、3期、4期と支払いの中身がありますが、債務負担行為そのものをもう議決はしたということです。そうしたら、当市がどれだけのロングラン、当然、建設と運営がありますよね。その建設と運営で債務負担行為がどれだけあるのか。そして、そのうちここに震災復興特別交付税なるものが適用される。自主財源の一般財源もあると。それから地方債もある。そういう財源の内訳も含めて、計画そのものを一覧表で出すことはできないですか。

○古橋智樹委員長

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

霞台厚生施設の建設にかかわる部分に関しまして、ほかの委員の方からも事前に説明資料を求められております。こちらでおつくりしたものがありますので、これから配らせていただきます。

○古橋智樹委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時29分

再 開 午後 3時40分

○古橋智樹委員長

会議を再開いたします。

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

ただいま提出させていただきました資料の説明をさせていただきたいと思います。

この資料につきましては、霞台厚生施設組合負担金資料組合が作成した、平成31年度予算に関する資料から抜粋したものでございます。

(1)につきましては、債務負担行為設定ベースでの構成市町実施負担額算出表となります。新広域ごみ処理施設の建設分、165億2400万円の内訳となっております。こちらの数字につきましては、先ほど示させていただきました表と同じ変更後の数字となっております。

最初の表では、組合に交付される循環型社会形成推進交付金約3分の1を差し引いた金額が、構成市負担金となります。

そして、次の表では、構成市負担金となっております。これは、協定で締結しております負担金率、均等割 10%、人口割 10%、搬入量割 80%を掛けることで算出をしております。当市の負担率につきましては 22.38%となります。

さらに次の表は、当市の負担金の財源内訳となります。震災復興特別交付税が約 95%、地方債につきましては、その補助裏の額の充当率 75%を想定した数字となっております。

また、(2) につきましては、平成 31 年度予算ベースでの構成市町実質負担額算出表となります。

平成 31 年度における組合事業費につきましては、70 億 5262 万円で、構成市町の負担金につきましては、47 億 5447 万 3000 円となります。構成市の負担金につきましては、次の表 47 億 5447 万 3000 円の内訳で、かすみがうら市としての負担金 10 億 6501 万 8000 円の内訳としましては、右の表となりまして、震災特別交付金と地方債、一般財源、合計の順になっております。

また、先ほどご指摘にございました運営費でございますが、運営費の総額としましては、126 億 3600 万円でございます。かすみがうら市につきましては、28 億 2793 万 6800 円が現在の数字でございますが、こちらにつきましては、負担金率 22.38%だけではなくて、先ほどの均等割 10%、人口割 10%、搬入量割 80%となりますので、その年度ごとによって変わっていく数字になります。当市としまして、資源化等を進めることで、その額も減っていくものと考えております。

説明については、以上です。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ということは、運営費は、今 126 億円の均等割 10%、人口割 10%、搬入量割 80%で、それは変わらないよ。ただそれは、まだどうなるかは、何しろ 20 年の長きにわたるので、そのことについては、その年その年によって、ごみの持ち込む量で変わってきますということですね。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

そのとおりでございます。

○古橋智樹委員長

田谷委員。

○田谷文子委員

お尋ねします。43 ページ、百里基地周辺対策事業（政策）で、10 万円とありますけれども、どの辺の場所で、これに何軒該当するのですか。10 万円て何か私少ないような感じがしますけれども。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらにつきましては、霞ヶ浦周辺区域の防音対策事業でございまして、1 事業 10 万円でございます。県の補助金 5 万円と市の補助金 5 万円で、1 件当たり 10 万円ということでございます。これについては、最近の実績がない状況となっております。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

櫻井繁行委員。

○櫻井繁行委員

不法投棄についてですけれども、平成 30 年度の新治広域の定例会でも報告があったですけれども、平成 30 年度はかすみがうら市において不法投棄が非常に多かったというか、例年 8 トンほどだったのが、たしか約 40 トンぐらいだったと記憶しています。そういった中において、平成 31 年度の廃棄物の不法投棄監視員と、環境保全監視員の報酬を上げておりますが、こちらの体制、勤務体制を含めてお伺いさせていただきます。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

現在、不法投棄監視員につきましては、19 名で実際に動いていただいて、不法投棄、月に 1 回程度監視いただいている状況となっております。地区によっては、やはり不法投棄が多く、その方から通報いただいて、市でもその都度確認させていただいている状況でございます。

○古橋智樹委員長

櫻井繁行委員。

○櫻井繁行委員

もう 1 点、環境保全監視員については、いかがですか。一緒ですか。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

環境保全監視員につきましては、課で 1 名ほど非常勤特別職として勤務していただいている方があります。そちらの方については、警察 OB でございまして、週に 4 回ほど出勤をいただいて、パトロールを行っていただいている方でございます。

○古橋智樹委員長

櫻井繁行委員。

○櫻井繁行委員

不法投棄については、月 1 回程度、19 名の方が行っているということですが、これは不定期というか、何週目の何日に行うとか、その 19 名の方が一斉にとか、その辺のところを少し詳しく教えてください。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらについては、ある程度地区ごとに配置させていただいている不法投棄監視員でございまして、特別、毎月何曜日に行うといったことは決めておられますので、月 1 回程度行っただいて、こちらに報告いただいているような形となっております。

○古橋智樹委員長

櫻井繁行委員。

○櫻井繁行委員

報告は、書面で報告書を常に上げていただいているということによろしいでしょうか。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

そのとおりでございます。

○古橋智樹委員長

櫻井繁行委員。

○櫻井繁行委員

あともう一点ですが、かすみがうら市として、不法投棄、重点的に非常に行われている場所等、その辺は市として、担当課として把握をされているのか。もしわかっていれば教えていただければと思います。

○古橋智樹委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

どこの地区に不法投棄があるということは、こちらとしても把握はしてございませんが、やはり、どうしても人気のない山道であるとか、集落がないところについては、不法投棄があることは、うちのほうでも把握しておりまして、その辺のところについては、不法投棄監視員の会議等もございしますが、その際に重点区域を回っていただきたいと話させてはいただいております。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

ないようでございますので、生活環境課に関する質疑を終結いたします。

次に、国保年金課所管の予算につきまして、次年度の課題等を含めまして、ご説明をいただきたいと思っております。

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

それでは、国保年金課参事より説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○古橋智樹委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

それでは、平成 31 年度のまず重点事業といたしましては、先ほど、条例改正のところでご説明申し上げましたとおり、マル福事業の拡充という部分があるかと思っております。当課の重点事業といたしましては、その辺のところだと思っております。

それでは、国保年金課分の当初予算について、説明をさせていただきます。

予算書 17 ページをお開きください。

歳入予算で、15 款、1 項、1 目、5 節国民健康保険事業費負担金 4135 万 4000 円、前年度対比で 5 万 8000 円の減額になります。保険基盤安定負担金の支援分として、国民健康保険特別会計に繰り出す基準額の 2 分の 1 を計上しております。

次に、18 ページをお開きください。

15 款、3 項、2 目、1 節社会福祉費委託金 1063 万 7000 円、前年度対比で 14 万 3000 円の減額になります。国民年金に係る人件費や事務費として交付されるものです。

次に、19 ページをお開きください。

16 款、1 項、1 目、4 節国民健康保険事業費負担金 1 億 2579 万 4000 円、前年度対比で 151 万 5000 円の増額になります。国庫支出金と同様に、支援分として繰り出す基準額の 4 分の 1 と軽減分として繰り出す基準額の 4 分の 3 を計上しております。

次に、その下の 5 節後期高齢者医療事業費負担金 6863 万 9000 円、前年度対比で 161 万円の増額になります。保険基盤安定負担金として、後期高齢者医療特別会計に繰り出す基準額の 4 分の 3 を計上しております。

次に、16 款、2 項、2 目、3 節医療福祉費補助金 1 億 2437 万 8000 円、前年度対比で 419 万 3000 円の増額になります。理由としましては、制度改正分になります。こちら制度改正は、先ほど条例等改正の説明で申し上げました精神障害者分と、あとは単独分の改正になります。

以上が、歳入予算になります。

続きまして、歳出予算に移ります。

予算書 51 ページをお開きください。

3 款、1 項、1 目社会福祉総務費で、説明欄の 13 国民健康保険特別会計繰出事業として 4 億 1772 万 4000 円、前年度対比で 2265 万 1000 円の増額になります。

次に、55 ページをお開きください。

3 款、1 項、4 目国民年金費で、説明欄の 02 国民年金事務事業として 7 万 6000 円、前年度対比で 21 万 6000 円の減額になります。

次に、5 目医療福祉費で、説明欄の 02 医療福祉事業として、2 億 7947 万 7000 円、前年度対比で 864 万 7000 円の増額になります。マル福の県補助事業分で、制度改正により、精神障害者の医療費助成分が 10 名分で、年間 180 万円と見込んでおります。また、昨年 10 月より、高校生までの入院費用助成が始まり、年間分で 150 万円と見込んで計上しております。

次に、04 医療福祉事業（市単独事業）（政策）として、5883 万 2000 円、前年度対比で 1340 万 5000 円の増額になります。理由としましては、先ほどの条例改正で説明をしましたように、所得制限の撤廃により、新たに医療費助成の対象となる方として 200 名を見込み、医療費分として約 420 万円の増額と見込みました。また、外来自己負担金助成の年齢拡大や入院自己負担金の新たな助成に伴う分として、約 760 万円の増額と見込んでおります。

次に、6 目老人医療費で、説明欄の 03 後期高齢者医療事業として 5 億 285 万円、前年度対比で 1902 万 2000 円の増額になります。

以上が、国保年金課分の当初予算になります。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

ないようでございますので、国保年金課に対する質疑を終結いたします。

次に、市民課所管の予算につきまして、次年度の課題等を含めまして、ご説明いただきます。

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

続きまして、市民課齋藤課長より説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○古橋智樹委員長

市民課長 齋藤正通君。

○市民課長（齋藤正通君）

重点といたしましては、市民の皆様から、証明の発行依頼がありますので、円滑に発行できるように、事務改善をしていきたいと思っております。

それでは、市民課は、政策がございますので、予算書 46 ページをお開きいただきたいと思います。

一番下になります、2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳、1 目戸籍住民基本台帳費、04 住民基本台帳事業（政策）1494 万 7000 円を計上してございます。こちらは、臨時職員等の賃金でございまして、窓口業務を中心に職員の不足分を補う計上でございます。

続きまして、75 ページをお開きいただきたいと思います。

こ 5 款労働費、1 項労働諸費、2 目働く女性の家管理費、04 働く女性の家管理事業（政策）3 万 5000 円でございますが、こちらは、働く女性の家にございますトレーニングの機器を安全に効果的に使用できるためのトレーニング室の講習謝礼でございます。7,000 円の 5 回で 3 万 5000 円を計上してございます。

市民課は、以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、市民課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

個人番号カード交付事業の経費については、説明は市民課ですか。

○古橋智樹委員長

市民課長 齋藤正通君。

○市民課長（齋藤正通君）

申しわけございません。事前にこちら個人番号カード交付事業経費といたしまして、本日資料を提出してございます。

歳入といたしましては、個人番号カード交付事業費補助金といたしまして、国庫補助金 921 万 9000 円、75 万円の増でございます。こちらは、平成 31 年内示がございまして、国庫補助金という内容でございます。

歳出に移りまして、こちらの需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、個人番号カード関連事務委託交付金といたしまして、それぞれ計上してございます。補助金の 921 万 9000 円と歳出の 921 万 9000 円は、同額になっておりまして、地方公共団体情報システム機構負担金国庫補助金の内示額と同額になってございます。

説明内容は、以上です。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

マイナンバーカードです。マイポータルでしたか、個人で登録するサイトの名前は何か。

○古橋智樹委員長

市民課長 齋藤正通君。

○市民課長（齋藤正通君）

マイナンバーカードを交付されまして、そのカードの自分の情報がどのように使われたかを把握するのに、マイナポータルというサイトがございまして、そちらで確認できると思われま

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

普及実態ですけれども、普及の状況はどうなっていますか。

○古橋智樹委員長

市民課長 齋藤正通君。

○市民課長（齋藤正通君）

前年度、平成 29 年度の交付件数が、743 件になってございます。平成 30 年度におきましては、交付件数が落ち込みました。4 月から 1 月現在で 495 件という内容になっております。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ちょっと、マイナンバーカードを登録して、利用している方の人数を、今言ったのかと思うけれども、それでいいですけれども、いつから始まりましたか。始まってから年度ごとに、どのくらいの方がマイナンバーカードを持っているかという質問です。そうすると、大体全体の人口の何%に当たるかということも、もうわかっていると思うので、そのことを答えていただきたいです。

恐らく今回も、政府がかなりの国庫補助金を出しているわけでしょう。内示されたのが、これ 921 万 9000 円ですから、前回と比べてかなり多いわけですね。もっともっとマイナンバーカードを普及しろとハッパがかけられているのではないかと思います。そのことについて、答弁できますか。

○古橋智樹委員長

市民課長 齋藤正通君。

○市民課長（齋藤正通君）

資料が整っておる内容でご説明をさせていただきます。今現在、持っているということで、平成 27 年 11 月からマイナンバーカードが始まりまして、平成 28 年度までの交付件数が 3,739 件となっております。それで、今現在、平成 31 年 1 月時点でございますが、交付件数が 4,977 件になってございます。全体の交付件数の割合が、11.73%という内容でございます。

○古橋智樹委員長

副委員長と交代します。

[委員長交代]

○岡崎 勉副委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

マイナンバーカード閣議決定で健康保険証としましたよね。どこまでの健康保険だかわかりませんが、そういうお達ははまだですね。

○岡崎 勉副委員長

市民課長 齋藤正通君。

○市民課長（齋藤正通君）

国保にマイナンバーカードを使うということで、内容的には聞いております。それで、今現在の普及と言いますか、お客様自体が必要だということで、市役所においていただいて申請をされる、また、ご自分で申請をされるのが今の状況でございます。窓口のほうで、マイナンバーカード申請を聞かれたときには、こういう申請の仕方がありますから、申請をしてくださいというような内容で、今のところは推移しております。

○岡崎 勉副委員長

委員長交代します。

[委員長交代]

○古橋智樹委員長

委員長職に戻ります。

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

ないようでございますので、市民課に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第23号 平成31年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算のうち、市民部並びに保健福祉部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題とします。

初めに、国保年金課所管の予算につきまして、次年度の課題等を含めてご説明をいただきたいと存じます。

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

続きまして、議案第23号 平成31年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算のうち、国保年金課に係る部分に関しまして、君山参事より説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○古橋智樹委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

議案第23号 平成31年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算について説明をさせていただきます。

予算書126ページからになります。

予算総額としまして、歳入歳出それぞれ45億7600万円、前年度対比で2億3870万円の減額になっております。

それでは、歳入歳出それぞれについて、説明をさせていただきます。

予算書132ページをお開きください。

歳入予算からになります。

1款、1項国民健康保険税9億6307万4000円、前年度対比で2195万9000円の減額になります。減額の理由としましては、近年の国保加入世帯数、被保険者数の減少傾向によるものです。

次に、予算書133ページをお開きください。

4款、1項県補助金31億7663万2000円、前年度対比で8764万7000円の減額になります。減額の理由としましては、歳出の保険給付費が減額になったことから、その財源である普通交付金が7534万7000円の減額になったところによるものです。

次に、6款、1項一般会計繰入金4億1772万4000円、前年度対比で2265万1000円の増額になります。増額の理由としましては、保険税収入の減によりその他分が前年度対比で1490万7000円の増額になったことによるものです。

次に、予算書134ページをお開きください。

支払準備基金繰入金になりますが、県に納付する国民健康保険事業費納付金が減額になったことから、支払準備基金の取り崩しを行わないためです。

以上が、歳入予算の説明になります。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

予算書138ページから139ページになります。

3款国民健康保険事業費納付金になりますが、これは国保の都道府県化に伴い、県に納める納付金になります。平成30年度予算と比較しまして、1億6797万6000円の減額になっております。減額の理由としましては、全県的な傾向としまして、被保険者数の減少やそれに伴う保険給付費の減少によるものです。

次に、予算書139ページ、140ページをお開きください。

6款、1項特定健康診査等事業費と2項保健事業費、2目疾病予防費につきましては、健康づくり増進課より説明があります。

国保年金課の政策経費といたしまして、6款、2項、1目保健衛生普及費で、医療費通知として年6回の郵送料とジェネリック医薬品に係る通知作成委託料と年2回の郵送料になります。

以上が、歳出予算の説明になります。

以上です。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

今、人口減少のため、歳入のほうで、保険税は前年度比で2195万9000円マイナスだと。それは、国保加入者が減ったとおっしゃいました。平成30年度と平成31年度の実数はどうなっていますか。

○古橋智樹委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

平成31年度の当初予算案編成時の保険税の見込みの計算でございますけれども、まず、被保険者数ですけれども、平成30年10月1日時点の被保険者数に対し、過去の伸び率を勘案しまして、3%減と見込んでおります。それで、試算上は1万761人と保険税は見込んでおります。

以上です。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それから、一般会計繰入金が2265万1000円ふえております。一方で、支払準備基金が1億5000万円投入をしないことになったということですが、今、基金の状況を見ますと、この説明書の中には、今回、今年度1億5000万円投入しているけれども、それは使わないままになる見込みになっていたの

ですね。どうなっていますか。

○古橋智樹委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

平成 30 年度予算になるかと思えますけれども、平成 30 年度当初予算で、支払準備基金のほうから、1 億 5000 万円を取り崩すことで予算を計上しております、今の予定では、その全額を取り崩す予定になっております。

以上です。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

そうではなくて、この説明書があるでしょう。説明書の中に、基金残高状況とありますよ。11 ページ、平成 30 年度末見込みで、国民健康保険支払準備基金が 1 億 5400 万円あることになっていますよ。

○古橋智樹委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

大変申しわけありません。基金現在高の状況の平成 30 年度末見込みということで、国民健康保険支払準備基金が、見込みでは 1 億 5410 万 3000 円となっていますけれども、これは、現在 3 億円ほどの支払準備基金がございます。それを、今後出納閉鎖期間までに、1 億 5000 万円を取り崩すことになっております。この取り崩した後の数字が、この 1 億 5410 万 3000 円になろうかと思えます。

以上です。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

平成 29 年度に 3 億円あったうち 1 億 5000 万円取り崩して、最終的に平成 30 年度見込みが 1 億 5400 万円ということですか。

○古橋智樹委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

そのようになります。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それから、国保事業費納付金が大幅に減ったようです。1 億 6795 万 7600 円と言いましたよね。これは、今人数が減ったと言いますが、私が請求したときには 1 万 1003 人ですね。3%減を見込めたと言っております。でも、これでは 1 万 761 人ですね。医療給付費の伸びが少なくなったとおっしゃっていますが、医療給付費が少なくなっていますか。

○古橋智樹委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

-

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

答弁調整のために、暫時休憩をお願いします。

○古橋智樹委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時18分

再 開 午後 4時19分

○古橋智樹委員長

会議を再開いたします。

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

国民健康保険事業費納付金の試算でございますけれども、こちら県で試算した県全体の見込みの数字としましては、県全体の1人当たりの給付費は、プラス2.92%伸びています。県全体の被保険者数については、マイナス3.66%、給付費総額としまして、マイナスの0.85%という伸びを県で、それをもとに試算をしまして、各市町村に配布をした結果が、本市としましては1億6000万円ちょっとの減額となった経過でございます。

以上です。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

医療給付費が前年度と比べて減ったのですかと聞きました。減っているのですね。7624万7000円と私データまとめたのですが、いかがですか。

○古橋智樹委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

予算上でございますけれども、当初予算に比べて7876万8000円減額ということで、平成31年度予算はこのように計上させていただいております。

以上です。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

私が入力をして、一応突き合せて、間違いはないですけれども、前年度の療養給付費に当たる金額は、31億1255万7000円ですよ。平成30年度の予算は、31億8880万4000円、マイナス7624万7000円ですね。これ減っていますね。一方、国保事業費納付金が大幅に減りました。この両方とも減り方を見ても、加入者の3%減だけでは説明できないのではないかと思います。そのことを聞いていますが、いかがですか。

○古橋智樹委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

すみません、当初予算は多分多目に見ている関係があるかと思えます。決算はそれに比べて若干少

なくなるかと思えますけれども、あくまでも県の納付金は県で示した数字をもとにこちらで計上してございますので、反対に、保険給付費は、当市の実際の給付の状況を勘案して計上してありますので、そこで若干説明がつかない部分があるのかなとは思っています。

以上です。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

いずれにしても、国保事業費納付金を 100%納めなくてははいけませんよ。それから考えると、医療費が 7624 万円も下がるわけでしょう。それから言うと、国保の黒字が見込まれるのではないかなということですよ、逆に言うと。歳入でも国保税 2195 万 9000 円マイナスでしょう。だから、これを考えると、かなり黒字になってくると思う。そのことを言いましたが、いかがですか。

○古橋智樹委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

まず、保険給付費の財源ですけれども、こちらにつきましては、今言ったように 100%県の普通交付金となってきますので、当然給付が上がれば、普通交付金も上がるし、給付が下がれば、普通交付金も下がるような状況になりますので、それによって黒字になるということは、ちょっと考えづらいのかなと私は考えております。

以上です。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

これ、ここで議論してもしょうがないので、とにかく大幅にマイナスが 1 億 6000 万円ですよ。その分だけ納めなくても済みますよ。保険税が 2200 万円程度でしょう。それから、療養給付費が 7600 万円程度マイナスでしょう、1 億円にいかないですよ。ですから、黒字になるのではないですかと私は言いました。いいです。

○古橋智樹委員長

今の委員の発言に対して、いかがですか。

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

大変申しわけありませんけれども、先ほどと同じような答えになるかと思えます。

以上です。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

ないようでございますので、国保年金課に対する質疑を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、健康づくり増進課所管の予算につきまして、次年度の課題等を含めまして、ご説明をいただきたいと存じます。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

それでは、議案第 23 号 平成 31 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算のうち、保健福祉部健康づくり増進課所管の部分について、木村課長からご説明いたします。

○古橋智樹委員長

健康づくり増進課長 木村俊夫君。

○健康づくり増進課長（木村俊夫君）

それでは、健康づくり増進課所管の主な内容につきまして、ご説明を申し上げます。

先ほど委員長からありました、大きな課題であるといったものはございません。国民健康保険特別会計のほうでは、特定健診、さらには人間ドックの内容となっております。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

133 ページをお開きしていただきたいと思います。

4 款、1 項、1 目、2 節特別交付金、特定健康診査等負担金で 1083 万 3000 円になります。

134 ページの一番下の部分、8 款、2 項、3 目特定健康診査等受診料、1 節特定健康診査等受診料 250 万 5000 円につきましては、特定健康診査にかかります個人の負担分としての見込みでございます。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

歳出につきましては、140 ページをお開きいただきたいと思います。

140 ページの上段でございますが、6 款、2 項、2 目疾病予防費、02 疾病予防事業（政策）の人間ドック等の助成でございますが、前年度同額で 1500 万円を計上してございます。

説明は、以上です。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、健康づくり増進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

目標のことをお話ししました。50%目標が 40%程度であるとおっしゃいましたけれども、来年度も 50%を目指すということになるのでしょうか。

○古橋智樹委員長

健康づくり増進課長 木村俊夫君。

○健康づくり増進課長（木村俊夫君）

そういった形で頑張っていきたいとは思っております。申しわけございません。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

それでは、健康づくり増進課に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

一般質問でもお話ししました。今、全国知事会の要求のもとで、1兆円の公費投入を行えば、協会けんぽ並みの国保税になって非常に助かると。特に人頭税と言われる均等割、平等割を廃止すること。これが核心部分だと思います。当初均等割額総額については、私試算しましたら2億5000万円程度です。この分があれば、1人当たり平均2万2700円引き下げることができる。でも、そう簡単にはいきませんので、大変な金額になります。

ただ、県に対する国保事業費納付金は前年度比でマイナス1億6797万円でございます。一方、平成30年度は、支払準備基金の繰入金で1億5000万円ありました。これは、今回は投入いたしません。まだ、1億5000万円余っているということです。そういう意味では、私が質問の中で言いましたように、意外と国保特別会計は黒字だと思います。せめて、子育て支援になる18歳以下の子どもの均等割を半額にすることは、できるのではないかと思います。こういう国保が高い環境の中で、国保税をできる限り下げるということを私は要請したいと思います。ということで、反対答弁にします。

○古橋智樹委員長

ほかに、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、異議がございませんので、起立によって、採決します。

本案は、原案のとおり、可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古橋智樹委員長

起立多数であります。

よって、本案は、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号 平成31年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

特に補足説明等はございませんか。

市民部長 田崎 清君。

○市民部長（田崎 清君）

議案第24号に関しまして、国保年金課の君山参事より補足説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○古橋智樹委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

議案第24号 平成31年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算について説明をさせていただきます。

予算書145ページからになります。

予算総額としまして、歳入歳出それぞれ8億1530万円、前年度対比で4660万円の増額になっています。

それでは、歳入歳出それぞれについて、説明させていただきます。

予算書150ページをお開きください。

歳入予算からになります。

1 款、1 項後期高齢者医療保険料 3 億 2805 万 1000 円、前年度対比で 2703 万円の増額になります。増額の理由としましては、被保険者数の増加によるものです。

次に、3 款、1 項一般会計繰入金 4 億 8624 万 6000 円、前年度対比で 1957 万円の増額になります。増額の理由としましては、被保険者数の増加により、療養給付費が前年度対比 5% の伸びで、広域連合が試算した結果により計上しました。

以上が、歳入予算の説明になります。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

予算書 151 ページになります。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 8 億 996 万 6000 円、前年度対比で 4764 万 9000 円の増額になります。増額の理由としましては、保険料収入の増分で 2703 万 1000 円、医療療養給付費負担金の増分で 1847 万 2000 円とふえたことによります。

以上が、歳出予算の説明になります。

説明は、以上です。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

事前に調べてほしいとお願いいたしました。今、被保険者というか、後期高齢者の人数がふえたとおっしゃいました。何%ぐらいふえたとしているのですか。平成 30 年度については 5,850 人ですが、平成 31 年度は何人と想定しているのでしょうか。

○古橋智樹委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

被保険者数の推計でございますけれども、広域連合で推計した数字を参考にしまして、平成 30 年 6 月の本算定の数字に広域連合全体で 3.31% の伸びを掛けまして、今回の算定の平成 31 年 6 月の本算定見込みとしては、6,050 人と見込まれまして、それをもとにして保険料収入を算定してございます。

以上です。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

その他、被保険者の内訳、特別徴収者と普通徴収者の割合は、ほぼ変わらないということによろしいですか。この普通徴収者と特別徴収者となっていますよね。どうですか。

○古橋智樹委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

徴収方法の内訳でございますけれども、過去の状況を見ますと、大体特別徴収者が 80%、普通徴収者が 20% ということで推移していますので、今回、平成 31 年度見込みとしましては、特別徴収者が 4,840 人、普通徴収者が 1,210 人と見込んでございます。

以上です。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それから、資格証明書を発行していないことはいいことだと思いますが、短期保険証の発行数はどのくらいですか。

○古橋智樹委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

直近の数字でございますけれども、平成 31 年 2 月 1 日現在で、本市としましては、15 名の方が短期被保険者証の発行者数になってございます。

以上です。

○古橋智樹委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

前に、本算定の平成 30 年度のときは 28 名と言いました。けれども、2 月 1 日現在で 15 名は、かなり大幅に減っているように思います。これは、滞納者が少なくなったということでしょうか。

○古橋智樹委員長

市民部参事兼国保年金課長 君山 悟君。

○市民部参事兼国保年金課長（君山 悟君）

いわゆる滞納なさっている方が完納なさって、短期被保険者証の該当者から外れるということでございますので、滞納者が少なくなったということで考えてございます。

以上です。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

日本共産党は、後期高齢者医療制度そのもの、いわゆる 75 歳になったら、別建ての保険にして囲い込んであげれば保険料が上がる仕組みになっているという点では、反対という立場です。今回の予算で、保険料が前年度比で約 9 %ふえています。これは軽減措置の段階的縮小廃止による保険料の引き上げも影響しているのではないかと思います。被扶養者の均等割は、平成 29 年度に 7 割軽減、平成 30 年度に 5 割軽減、平成 31 年度は軽減なしということになるかと思えます。そういう意味では、特例軽減の廃止そのものには私は反対ですし、後期高齢者医療制度は廃止して、もとの老人保険制度に戻していくことを私は主張したいと思えます。よって、この予算案には反対です。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、異議がございますので、起立によって、採決します。

本案は、原案のとおり、可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古橋智樹委員長

起立多数であります。

よって、本案は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時41分

再 開 午後 4時46分

○古橋智樹委員長

会議を再開いたします。

ここで、本日の審査で資料配布保留されておりました、議案第16号の一般会計補正予算（第7号）のうち、教育委員会の生涯学習課における資料から説明をいただきたいと存じます。

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長（辻 和徳君）

それでは、本日の委員会におきまして、資料の提出をいただきました一般会計予算における公民館費コミュニティ活動事業（政策）にかかる非常勤特別職（コミュニティ推進委員等）の報酬でございます。千代田公民館と土地の賃借料の経過につきまして、担当者であります仲澤生涯学習課長よりご説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○古橋智樹委員長

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

それでは、議案第16号 平成30年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）のうち、千代田公民館とその賃借料の過去の経緯について、ご説明したいと思います。

初めは、昭和53年4月1日に契約となったものでございます。土地の面積は、当時は1万2410平方メートル、金額が220万9840円で、単純にこの金額を割り返した金額としては178円の内容となったものでございます。

以降、昭和58年12月1日に一部土地を分筆いたしまして、別に使用する部分を減額いたしまして、金額の改訂を行いました。続いて、昭和61年、3年経過して見直しで、このときには建物と緑地部分の面積が変更となって、金額がふえたものとなってございます。単純に金額を割り返した単価でございますと、183円となってございます。以降、平成元年4月、単価の見直し、平成4年、平成7年、平成10年と3年おきに単価を見直ししております。ちなみに平成10年4月の単価でございますが、235円まで上がってございます。以降、平成16年、借地面積が一部減りまして、金額が若干下がった

ものでございます。以降同額の契約をしております、平成30年度4月1日付で先ほどご説明した金額で契約更新となったものでございます。

以上でございます。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、議案第22号におけます、教育委員会所管の学校教育課の書類2件について、説明を求めたいと思います。

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長（辻 和徳君）

それでは、議案第22号 一般会計予算におけます学校教育課所管の部分に関しまして、支援対象児童・生徒、支援員の配置数と、在籍外国籍児童・生徒数の資料を提出させていただきました。詳細につきましては、加藤学校教育課長よりご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○古橋智樹委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

それではまず、支援対象児童・生徒支援員の配置数について、ご説明いたします。表の見方としましては、平成31年度と平成30年度の比較となっております。学年ごとの支援を要する児童・生徒数、それから支援員の配置数となっております。

まず、平成31年度でございます。支援を要する児童・生徒の数ですが、小学校累計で79名、中学校が9名、合計で88名でございます。支援員の配置としましては、25名が配置となっております。

次に、平成30年度でございます。支援を要する児童・生徒数、小学校が55名、中学校が6名、合計で61名、支援員の配置としましては、22名でございます。

平成31年度については、3名の増員でございます、霞ヶ浦南小学校、それから、志筑小学校、七会小学校が1名ずつ増員となっております、合計で3名の増員となっております。

続きまして、外国籍の児童・生徒数でございます。平成30年度、平成31年度の表となっております。

まず、平成30年度一番上になります。学校ごとの在籍児童・生徒数となっております。下稲吉小学校が18名、下稲吉東小学校が21名、下稲吉中学校が17名、合計で56名が在籍しております。

その下の表になります。在籍56名のうち、日本語の指導を要する児童・生徒数ということで、下稲吉小学校は18名中7名、下稲吉東小学校は21名中10名、下稲吉中学校は17名中4名でございます。

国籍については、フィリピン、ブラジル、その他でペルー、タイ、アメリカ等でございます。その他で日本と書いてございますが、こちらは、家庭において母国語が日本語でないため、日本語が流暢でない生徒も含まれてございます。

次に、平成31年度の在籍児童・生徒数でございます。下稲吉小学校が25名、下稲吉東小学校が27名、下稲吉中学校が19名、合計で71名在籍でございます。そのうち指導を要する児童・生徒の数

が、下稲吉小学校が 25 名中 9 名、下稲吉東小学校が 27 名中 12 名、下稲吉中学校が 19 名中 15 名でございます。

説明は、以上でございます。

○古橋智樹委員長

それでは、続けて生涯学習課に関する説明を求めます。

教育部長 辻 和徳君。

○教育部長（辻 和徳君）

それでは、議案第 22 号 かすみがうら市一般会計予算における、公民館コミュニティ活動事業（政策）中、非常勤特別職の報酬内訳資料を提出させていただきました。担当であります生涯学習課長よりご説明を申し上げます。よろしく願いをいたします。

○古橋智樹委員長

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

ご説明申し上げます。先ほど、口頭でも申し上げたわけですが、それを表にまとめたのがこちらでございます。中学校区ごとに地区公民館が定められております。下稲吉中地区公民館と千代田中地区公民館に関しましては、コミュニティ推進委員 19 人プラス 1 人で 20 人と定足数を満たしておりますが、霞ヶ浦中地区公民館に関しましては、コミュニティ推進委員 12 人、コミュニティ推進委員主事が 6 人で 18 人ということで、12 人ほど足りないということでございます。こちらに関しましては、霞ヶ浦地区公民館に関しましては、もともと 6 つの旧地区公民館がございました。その地区公民館ごとに 3 人の館長、副館長、主事というのがおりましたので、その方がコミュニティ推進委員となったという形で 18 人、よって、コミュニティ推進委員 12 人と主事が 6 人、あわせて分館長が 117 人で、報酬額の単価を掛けたもの合計 387 万 6000 円が、今回予算に計上させていただいた数字でございます。

以上でございます。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

設楽委員。

○設楽健夫委員

公民館条例と公民館施行規則ありますよね。その整合性の問題はありますけれども、その中で、館長、今は支館長ですか、支館長、あとは副支館長、あと、ここに書いてあります分館長を霞ヶ浦町からおいている。役職についても、支館長、副支館長、コミュニティ推進委員と、ちょっと今、私資料ないので、施行規則の中で、あるいは運営規則の中で、そういうふうに全市的に 1 つではないので、並列で書いてあったような気がします。こういう報告の中でのコミュニティ推進委員と、あと公民館のほうは、今は支館長と言うのですか。そういう名称を私は変えたほうが良いと思っていますけれども、きちっとその条例、施行規則に沿って、コミュニティ推進委員がありますけれども、もう一つ、並列に総合規則には書かれているわけですから、正確に報告したほうが良いと思います。

○古橋智樹委員長

生涯学習課長 仲澤 勤君。

○生涯学習課長（仲澤 勤君）

ご意見ありがとうございます。霞ヶ浦地区というか、コミュニティ推進委員に対しての報酬は、あ

くまでもコミュニティ推進委員に対して出している形で、今、設楽委員から言われたのは、運用規則の中で、仕事を行うときに支館長であったり、副支館長という名称を定めて、地区のコミュニティ活動を進めていることとございますので、今回は、こういう形でコミュニティ推進委員ということで、費用的には、条例上もこれで出すと定められているので、この形で報告させていただきました。

以上でございます。

○古橋智樹委員長

櫻井繁行委員。

○櫻井繁行委員

支援対象児童・生徒、支援員の配置数、今、課長から説明がありましたが、平成30年度七会小学校を見ると、ゼロですが、平成31年度になると4名で、支援員が1名配置との説明がありました。1年生は新入生ということで、2名は理解ができるのですが、この3年生2名については、どのように理解をすればいいのか、お伺いします。

○古橋智樹委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

毎年、支援を要する児童・生徒の支援委員会を諮っておりまして、去年、支援の学級に行かないとしても、ことし、その学級に値するとか、また、来年、その学級に行かないようなことになることもありまして、毎年、支援委員会に諮って審査をしております。

○古橋智樹委員長

櫻井繁行委員。

○櫻井繁行委員

それでは、3年生は転校生が来たわけではなくて、1年、2年、小学校生活2年間行った中で、3年生からは支援が必要だというような認識でよろしいですか。

○古橋智樹委員長

学校教育課長 加藤洋一君。

○学校教育課長（加藤洋一君）

そのとおりでございます。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

それでは、教育委員会の追加配布資料の質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時59分

再 開 午後 4時59分

○古橋智樹委員長

会議を再開いたします。

ここで、当委員会初日の7日の審査で保留されておりました、議案第28号につきまして、地域未来投資推進課の資料準備が整いましたので、説明をいただきます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 5時00分

再 開 午後 5時00分

○古橋智樹委員長

会議を再開いたします。

議案第28号 かすみがうら市交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

補足説明等を求めます。

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

それでは、よろしくお願いいたします。

指定管理者の指定にかかる議案でございまして、先週金曜日の質疑におきまして、指定管理者の候補になっておりますかすみがうら未来づくりカンパニーの事業の内容について、詳細な説明が必要というご要望をいただきましたので、資料をまとめてまいりました。

最初に、金曜日の質疑におきましては、2018年度の実績につきましては、私のほうから口頭で数字申し上げたところでありますが、数字不確かな部分もございましたので、ここでおわびをして、先日口頭でご説明しました数字につきましては、訂正をお願いしたいと考えております。

ただいま配布いたしました資料の内容について、ご説明申し上げます。

まず、①事業売り上げになります。2017年度実績、2018年度実績、こちらは4月から12月までになります。あわせて、2018年度の計画ということでお示ししております。費目につきましては、サイクリング事業は、レンタサイクルとサイクリングプログラムを含みます。飲食事業は、レストラン、バーベキュー、キッチンカーの売り上げになります。それから、交流事業は、マルシェ、あるいは地域の子どもたちを集めたワークショップがこちらに含まれます。そして、その他の事業につきましては、市からの委託費、あるいは指定管理料を中心とする売り上げとなっております。こちらの数字は、全て2017年度の実績も含めて消費税込みの数字となっております。先だって、昨年、市議会にご説明申し上げました2017年度の実績は、決算をもとにしたものでありまして、決算は消費税抜いてあります。そちらの決算額とは食い違うところがあることをご承知いただきたいと思っております。

それでは、2018年度の実績を中心に、ご説明させていただきたいと思っております。

サイクリング事業につきましては、12月までの時点で、209万7307円の売り上げとなっております。飲食事業につきましては、2186万3240円、交流事業につきましては、マルシェが中心となっております。921万6212円、そして、その他事業につきましては、2021万5072円という状況になりまして、売り上げの合計額については、5339万1831円となっております。

12月までの時点で、前年度の1年間通した実績を、売り上げが上回っておりますが、こちらにつきましては、その他の費目で、市からの委託費が2018年度に関しましては、1350万円が既に支払われておりますので、こちらを反映しての金額とご理解いただきたいと思います。ちなみに、②事業経費についてですが、これも、前年の実績と、今年度の実績、計画値ということでお示ししております。2018年度10月までの事業経費の実績が、4892万2557円となっております。売り上げとの対比で申し上げますと、12月までの時点で、売り上げのほうは447万円上回っている状況でございます。ただ、この後、1月、2月、3月は、1年間の商売で言いますと閑散期に入っております。一方で事業経費につきましては、閑散期におきましても、一定程度毎月出てまいりますので、最終的には、売

り上げ等事業経費、あとはほぼイーブンの形で終了するのではないかと見込んでいるところでございます。

ちなみに、2018年度の計画値と対比をいたしますと、売り上げ、経費ともに、かなり下回って推移している状況でございます。

すみません。こちら配布しました資料に、2018年度計画の12月までの金額を、資料が煩雑になるものですからお入れしていませんが、参考までに売り上げの合計で申し上げますと、12月までの計画値としましては、6384万5386円となりまして、実際の現在の12月までの売り上げと対比をいたしますと、実際、12月までの売り上げ計画の約1045万円を下回っているような状況でございます。

対しまして、事業経費の計画値の12月までで集計いたしますと、6154万6380円となりまして、これは実際の12月までの経費と対比をいたしますと、実際の経費のほうが、計画値を約1262万円下回っているという状況になります。

したがって、計画値と実際の商売の状況を対比させると、最終的にも、やはり計画値を下回るような形でのフィニッシュになるのではないかと考えております。先ほども申し上げましたように、実際の売り上げ、それから、経費納入については、最終的には均等する形で終わるのではないかと期待しているところでございます。

ちなみに、資料の欄外に書いてございますが、2018年度の実績は速報値のために、まだ未確定の部分もあることをご承知おきいただきたいと思います。

説明は、以上になります。

○古橋智樹委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

3カ年で黒字化になるのですかという質問に、答えなかったですね。これ見ると黒字化になっていないように思います。2016年から始まりました。なぜ、2016年は出していないのでしょうか。

それと、もう既に3カ年の計画値はありましたよね。その計画値をなぜ出していないのでしょうか。

○古橋智樹委員長

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

まず、2016年度の実績を記載しなかったことにつきまして、あるいは、3カ年の計画を載せなかったことにつきましては、やはり、資料の内容が膨大になるので、皆さんのほうでも、現状今どの程度のところまでいっているのか、把握しづらくなるのではないかと思います。このようにシンプルな内容で構成をさせていただいております。

2016年度の実績につきましては、市議会でもご説明しておりますように、国の加速化交付金は100%の交付金になりますけれども、こちらを活用いたしまして、市から未来づくりカンパニーに5700万円ほどの大型の委託を行っております。こういったものが影響いたしまして、2016年度の実績については、かなりある意味バイアスがかかったような内容になっておりますので、対比するものにふさわしくないのかなと考えまして、あるいは、2016年の委託費以外の実績につきましても、7月からのスタートということで、余り対比するのに適していないのかと思われましたので、記載は省略させていただきました。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

櫻井繁行委員。

○櫻井繁行委員

平成30年度の決算については、6月ぐらいになるという説明がありましたが、しっかりと説明、報告をしていただきたいと思います。

だから、交流センターという建物ができて、なかなか主要目的が決まらないという中で、やはり第三セクターという形で活路を見出して、僕も3年間見させていただきました。しっかりと毎年毎年工夫をして、活路を見出してきたというのは非常に評価をできることかと思っています。メニューに関しても、地産地消のメニューがすごく多いですし、その辺も大変好評をいただいていると僕は思っています。その中で、シティプロモーション、広報部分に関しては、これからまた3年間ご審議をいただければ、指定管理者を行っていただくわけですが、ぜひ先頭に立って、かすみがうら市のPR、プロモーションを行っていただきたいと思います。その辺のお考えをお聞かせください。

○古橋智樹委員長

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

ご意見いただきまして、ありがとうございます。

まず、6月の株主総会で決算が承認されましたら、速やかに市議会にその結果について、全員協議会で説明させていただきたいと思えます。

それから、市のPRの効果について、委員からご発言をいただきました。なかなかPR効果というのは、効果測定が難しいところはあるかとは思いますが、今、県のほうでも、つくば霞ヶ浦りんりんロードのPRの中で、必ず立ち寄り先として交流センターを紹介していただいております。また、そういったPR効果があったのか、さきの土曜日、片山地方創生担当大臣にも交流センターをご視察いただきまして、マスコミにもとり上げていただいたと認識しております。そういったことで、なかなか効果測定難しいところではあります。着実にPR効果は出ておりますし、引き続き未来づくりカンパニーには、民間企業はそこが一番得意とするところですので、実力を発揮してもらうように、市としても連携を深めていきたいと考えております。

○古橋智樹委員長

櫻井繁行委員。

○櫻井繁行委員

ちょうど、先週の金曜日ですけれども、近隣商工会青年部のメンバーと40人ぐらいで、ラクスマリーナから20キロメートルぐらい自転車に乗って、かすみキッチンでその後懇親会をさせていただきました。非常に好評でありました。その中で、鯉のパテがありました。これは、クラッカーとかフランスパンにディップをして食べるものでしたけれども、全然鯉の泥臭さありませんでした。他市にはない商品、地域産品だと思いますから、こういうのはかすみがうら市としてどんどんPRしていったほしいと思います。また新たな商品開発もしていったって、より集客見込めるようなイベントも含めて、目玉商品をつくっていただきたいと思いますので、その辺もしっかりと第三セクターのほうにも報告、話をさせていただきたいと思えますが、いかがですか。

○古橋智樹委員長

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

的確なご指摘をいただきましてありがとうございます。かすみがうら未来づくりカンパニーのほうにも、しっかりと伝えまして、努めてまいりたいと思います。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

かすみがうら未来づくりカンパニーの経営というものを見させていただきました。この基本3事業、サイクリング、飲食と交流事業の3事業が、基本事業になっていくと思われま。政策事業としては、その他のところで構成されている経費との比較を見ていくと、今後やはり、かすみがうら未来づくりカンパニー、あるいは、引き続き引き受けていく組織の方は、この上の基本3事業と、あと、その他の特別な事業の辺りのバランスをどういうふうに見ながら、基本的な分析を加えていく必要があると思います。

あともう一つは、やはり事業の経費のところを存続させていくためには、どういう形での事業経費を組み立てていくのか。これ過去にも、商工観光課の動きの問題だとか、さまざまなものが提案されてきていると思いますけれども、それを含めて、今後の経営と言いますか、運営の中で、先を見ながら、やはり工夫すべきところは工夫して、整理するところは整理しながら進めていく必要があると思いますので、よろしくをお願いします。

○古橋智樹委員長

理事 西山 正君。

○理事（西山 正君）

ありがとうございます。

ご指摘のとおり、売上の柱としては、第三セクターのあるべき姿としては、市からの委託費等に頼るのではなく、やはり彼らの主力事業であるサイクリング事業、飲食、交流事業のほうに傾注をして、そこが柱にならなければいけないということは、かすみがうら未来づくりカンパニーと市役所の共通理解をしてございます。まだなかなか独り立ちが難しいところもありまして、3年目、市のほうからの委託料が入ってございますけれども、基本的な考え方としては、上の3事業を中心に展開していくという考え方でおります。一方で経費につきましても、適正な経費と売上のバランスに配慮をして、極力人件費を含めて経費を圧縮していく方向で努力してございますので、ご理解いただければと思います。

○古橋智樹委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○古橋智樹委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了しました。

次回の委員会は、あす3月12日火曜日午前10時より当全員協議会室で、引き続き、審査を行います。

それでは、これをもちまして、本日の委員会は散会いたします。

お疲れさまでした。

散 会 午後 5時15分